

第2期米原市 子ども・子育て支援事業計画

滋賀県 米原市



はじめに

本市では、平成26年4月に米原市子ども条例を施行するとともに、平成27年3月には平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



この間、国に先駆けて保育料の軽減を実施したほか、中学生までの医療費等の無料化、認定こども園の整備や給付型奨学金制度の創設、小学校3年生を対象とした放課後補充教室「学びっ子」などをはじめとする教育・保育環境を充実するなど、「滋賀県一子育てしやすいまち」を目指し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してきました。

しかし、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。児童・生徒の登下校や園外活動においては、子どもを狙う犯罪や事件・事故が増加し、地域社会の安全と安心が脅かされています。また一方で、本来守るべき親や大人から子どもが暴力などの被害を受け、犠牲になっているという痛ましい虐待の実態があり、子どもたちが当然得られるべき食事や育ち、学び、居場所などにおいても、見えにくい貧困に伴う格差の広がりにより、生きづらい社会の姿が表れています。そのような中、国籍や障がいの有無にかかわらず、子どもたちが健やかに育ち、守られ、誰も排除されることのない、多様な社会の実現が急がれており、本市においても、これまでの取組を踏まえつつ、子ども・子育て支援事業の更なる充実・強化を進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、この度、「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画により、あらゆる状況におかれている子どもや保護者を支援し、地域社会全体で支えることにより、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりをより一層促進し、引き続き、米原市で暮らすこと、子育てをすることが楽しいと思える「滋賀県一子育てしやすいまち」を実現していきたいと考えています。

結びに、この計画の策定に当たり、アンケート調査やヒアリング調査などで貴重な御意見をいただきました市民の皆様、計画策定に御尽力いただきました米原市子ども・子育て審議会の皆様、関係者の方々に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月

米原市長 伊藤道博

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の性格と位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 米原市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 統計データから見る子どもを取り巻く状況.....	5
2 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況.....	11
3 アンケート結果から見た子どもを取り巻く状況.....	18
4 第1期計画重点プロジェクトの実施状況と課題.....	26
5 課題のまとめ.....	27
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）.....	30
2 基本目標.....	30
3 重点施策.....	32
4 施策の体系.....	33
第4章 総合的な施策の展開	34
基本目標1 子どもを生き育てることが楽しく感じられるまち.....	34
基本目標2 ゆとりの中で安心して子育てのできるまち.....	39
基本目標3 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち.....	43
基本目標4 子どもが心豊かにのびのびと育つまち.....	51
基本目標5 子どもがたくましく夢を温め育めるまち.....	59
第5章 量の見込みと提供体制	65
1 教育・保育提供区域.....	65
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	65
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	67
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	74
第6章 計画の推進	75
1 重点施策の成果指標と活動指標.....	75
2 計画の推進体制.....	78
3 計画の点検・評価.....	78
資料編	79
1 米原市子ども・子育て審議会委員名簿.....	79
2 米原市子ども・子育て審議会条例.....	80
3 諮問.....	82
4 答申.....	83
5 審議会の開催状況・計画の策定経過.....	85
6 用語集（50音順）.....	86

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化等により、家庭や地域での子育て力が低下していると言われていています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、令和元年5月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「改正子ども・子育て支援法」が成立しました。同年10月から開始された幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、全ての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

米原市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「米原市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前回計画」という。）を策定し、「夢育み 笑顔あふれる米原市～子どもとともに光るまち～」を子ども・子育てビジョンとし、家庭、地域、学校、企業、行政等がつながりを深め、地域社会全体で子育て・子育てを支援し、子育て世代が子育てに喜びを感じることでできるまちづくりを推進してきました。「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、また、前回計画の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育て支援を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があります。

平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第1期計画								
		第2期米原市子ども・子育て支援事業計画						
						見直し	第3期計画	

4 計画の策定体制

(1) 米原市子ども・子育て審議会の設置

本計画の策定に当たっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「米原市子ども・子育て審議会」を設置し、委員の皆さんから本計画に係る御意見・御審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) 米原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

米原市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,000 件	527 件	52.7%
小学生の保護者	1,000 件	543 件	54.3%
合計	2,000 件	1,070 件	53.5%

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

子ども・子育て支援に関わる事業者・団体等に対し、子育て支援の現状や課題、今後の意向についてお伺いし、施策の検討に活用するため、市内関係団体を対象とするヒアリング調査を実施しました。

団体種別	調査件数	
	調査票配布	調査票配布および聞き取り実施
子育てサークル	4	3
放課後児童クラブ運営団体	4	1
子ども食堂・冒険遊び場・子どもの居場所づくり等実施団体	3	3
自治会（子ども会）	3	1
社会福祉協議会	-	1
子育て支援センター、託児施設、公民館等、その他子育て支援に関わる団体	2	3
計		28

※複数の種別に関わる団体はいずれか1種別にカウントしています。

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆さんから計画に対する御意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを令和2年1月27日から令和2年2月14日までの間、実施しました。

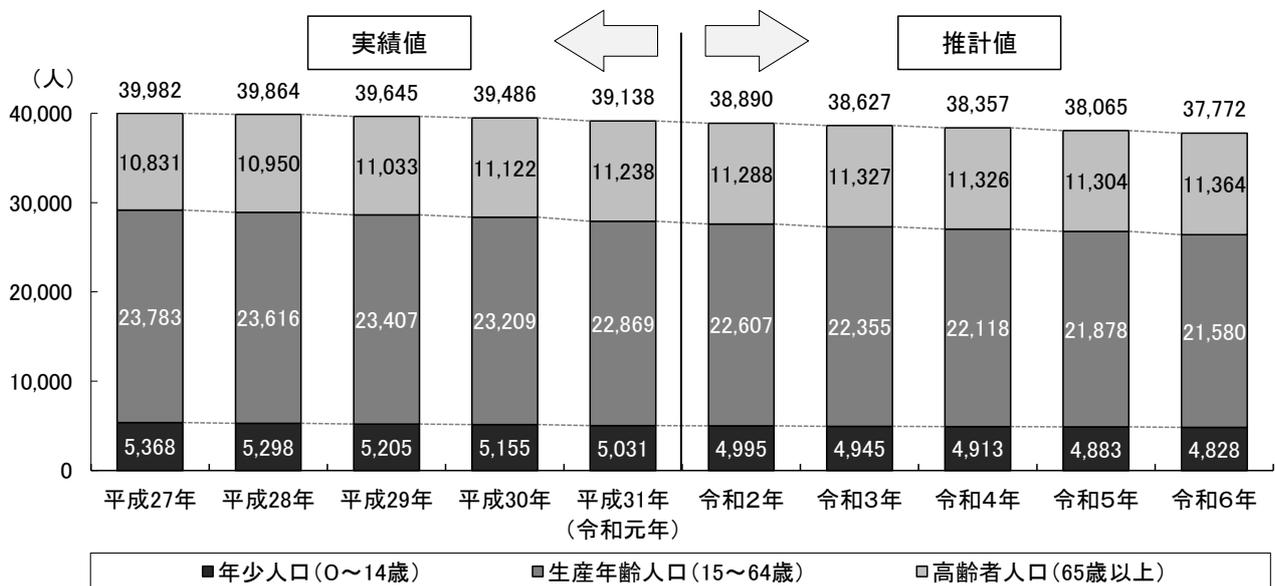
第2章 米原市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データから見る子どもを取り巻く状況

(1) 年齢3区分別の人口推移・推計

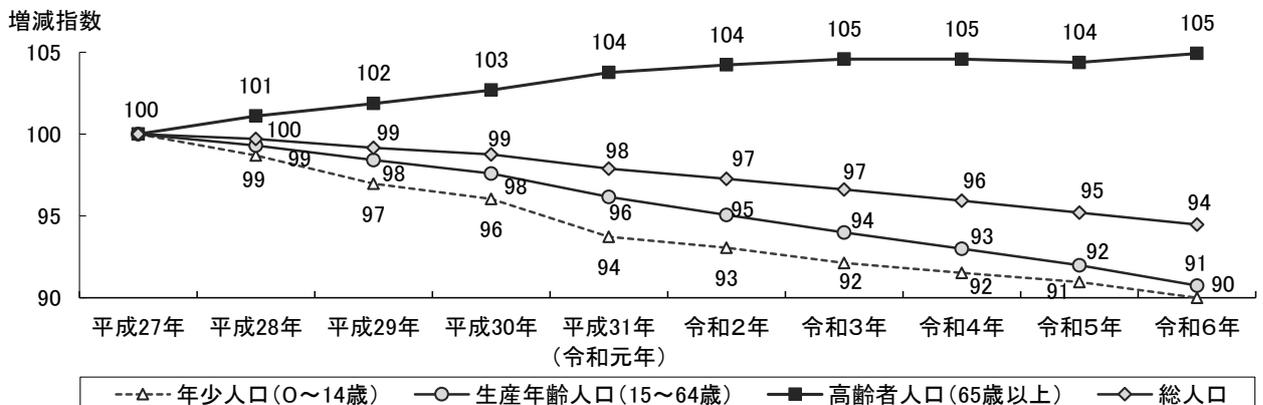
本市の総人口は、平成27年以降減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は大きく増加しています。推計についても同様に、年少人口と生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向がそれぞれ予測されます。平成27年を100とした場合の増減では、年少人口の値が最も低く推移すると予測されます。

■ (図 2-1) 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（実績値）、住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出（推計値）

■ (図 2-2) 平成27年を100とした場合の年齢3区分別人口の推移の比較

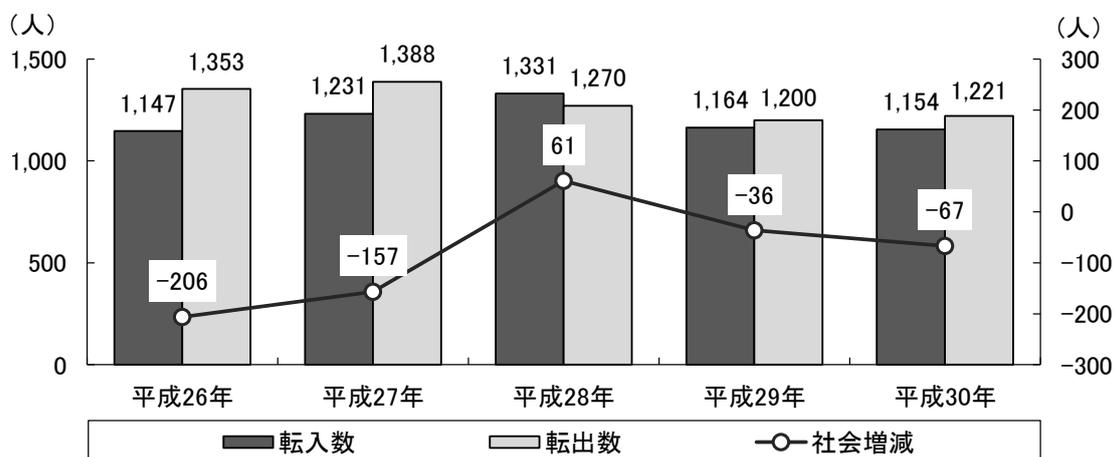


資料：住民基本台帳（実績値）、住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出（推計値）

(2) 社会動態

転入数は平成26年から平成28年にかけて増加傾向にあり、その後減少に転じています。転出数は年によって増減を繰り返しています。社会増減は、平成28年を除いて転出が転入を上回っています。

■ (図 2-3) 社会動態の推移

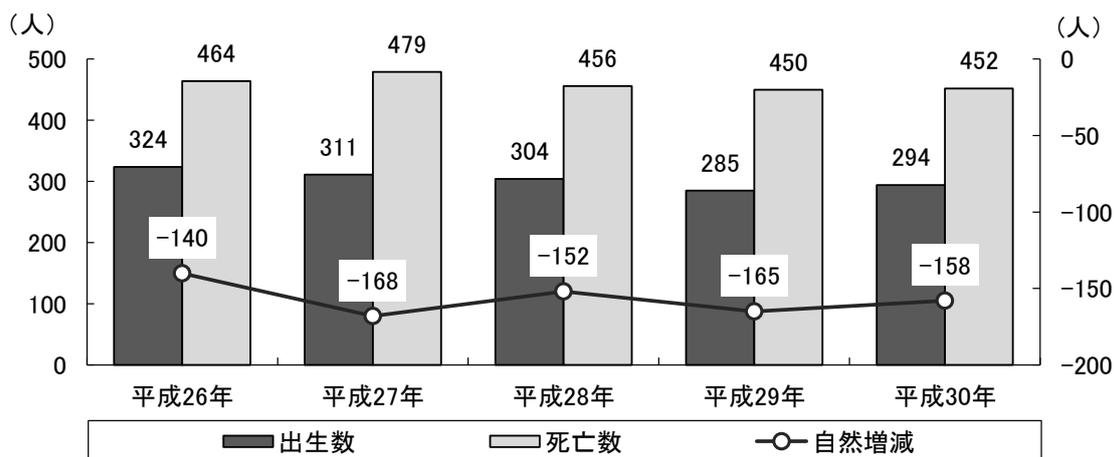


資料：滋賀県推計人口年報
※前年の10月1日～当年の9月末の1年間の計

(3) 自然動態

出生数は、減少傾向にあります。死亡数は年によって増減を繰り返しており、概ね450人程度となっています。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

■ (図 2-4) 自然動態の推移



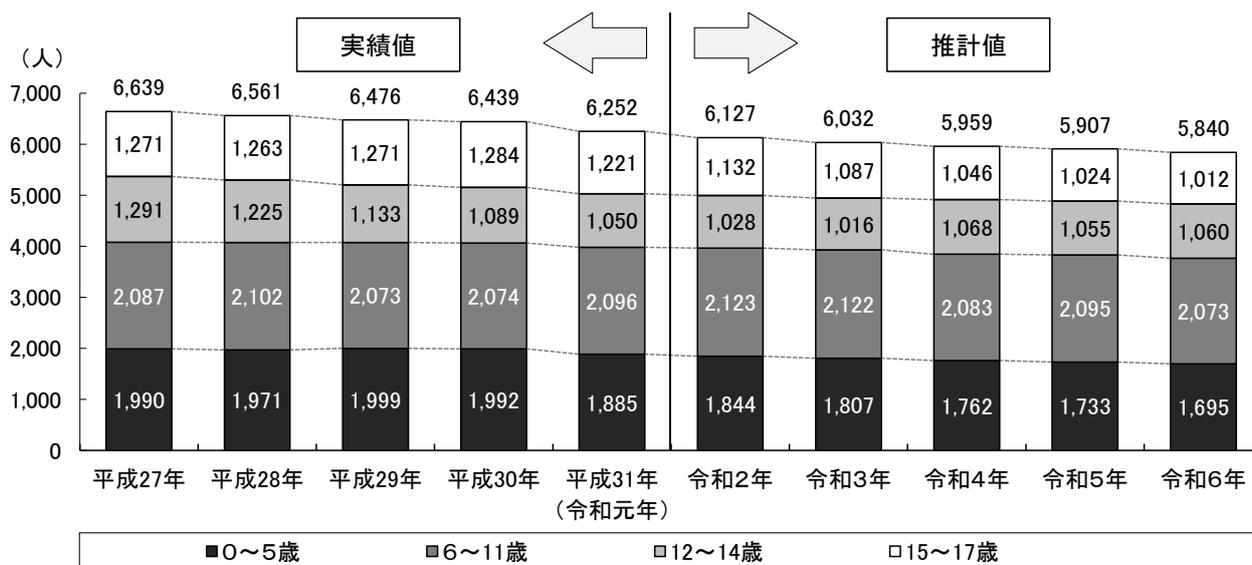
資料：滋賀県推計人口年報
※前年の10月1日～当年の9月末の1年間の計

(4) 子どもの人口推移・推計

18歳未満の子どもの人口は、6～11歳は横ばいで推移し、その他の年代で減少傾向にあります。推計については、令和2年以降、12～14歳を除く年代で減少傾向が予測されます。

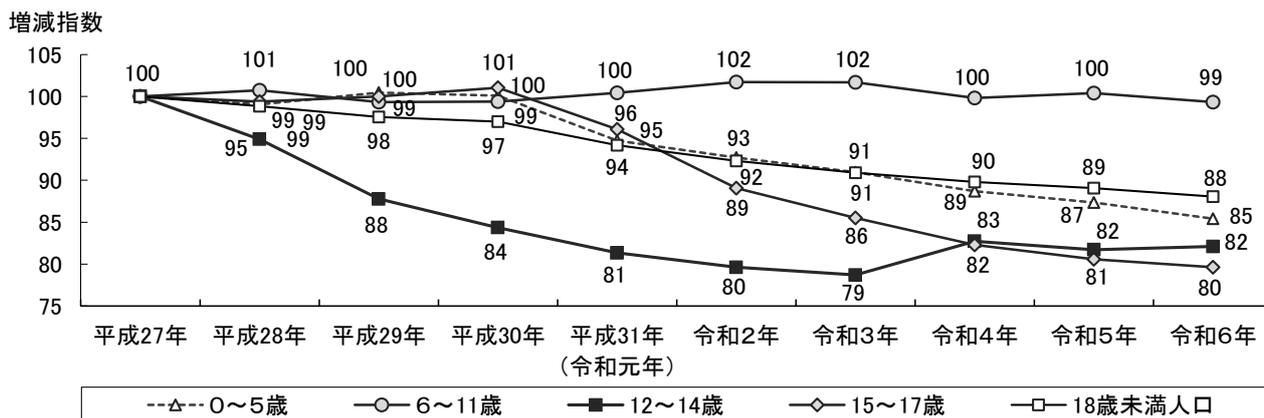
平成27年を100とした場合の増減では、0～5歳の値が平成27年以降緩やかに減少すると予測されます。また、15～17歳の値が平成30年以降大きく減少すると予測されます。

■ (図 2-5) 子どもの人口推移



資料：住民基本台帳（実績値）、住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出（推計値）

■ (図 2-6) 平成27年を100とした場合の子どもの人口の推移の比較

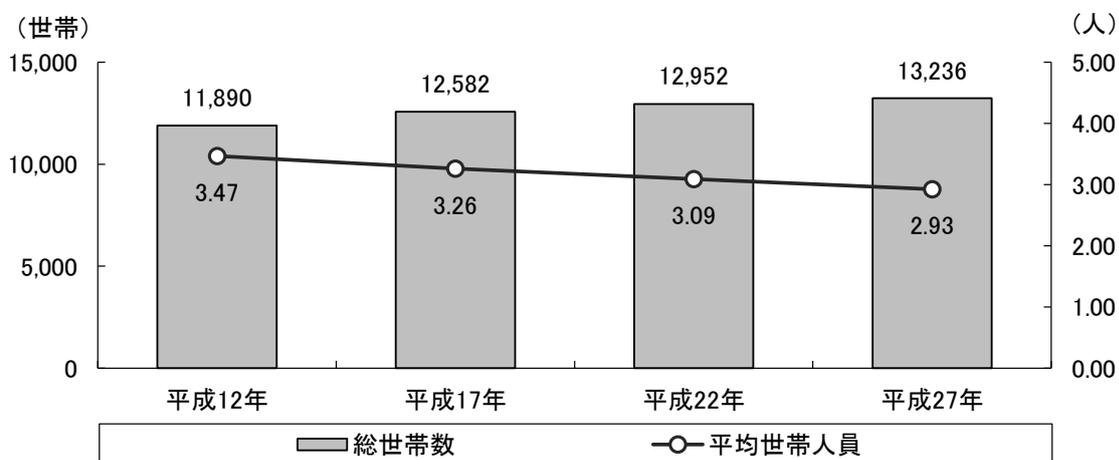


資料：住民基本台帳（実績値）、住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出（推計値）

(5) 総世帯数および平均世帯人員の推移

本市の総世帯数は増加で推移していますが、1世帯当たり平均世帯人員は減少傾向にあり、平成27年で2.93人となっています。

■ (図 2-7) 総世帯数および平均世帯人員の推移

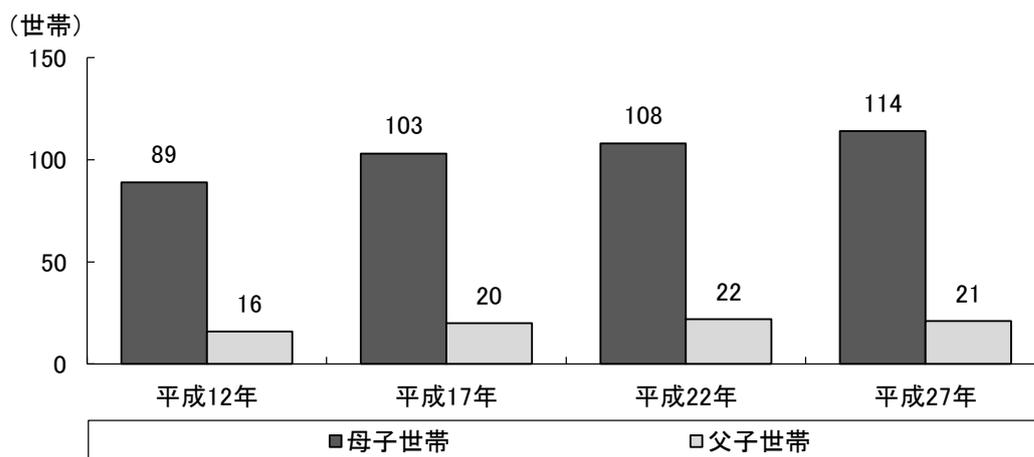


資料：国勢調査

(6) 母子世帯および父子世帯の推移

母子世帯は平成12年以降増加しており、平成27年で114世帯となっています。父子世帯については、平成17年以降、20世帯以上で推移しています。

■ (図 2-8) 母子世帯および父子世帯の推移



資料：国勢調査

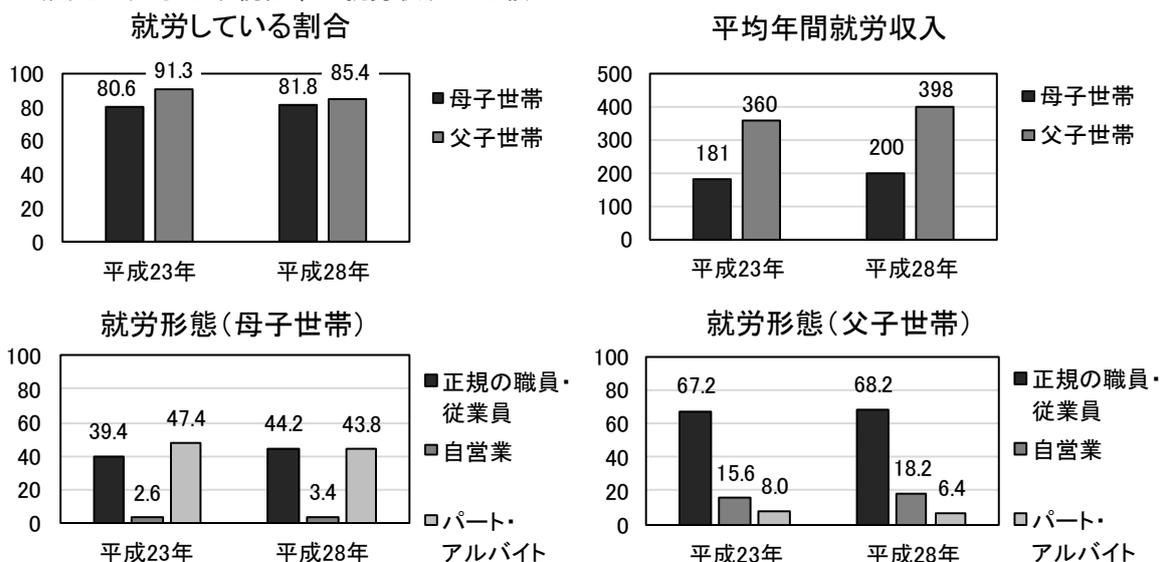
(7) 母子・父子の就労状況

平成 28 年に厚生労働省が実施した、全国ひとり親世帯等調査の結果からは、母子世帯の就労している割合は増加していますが、父子世帯の就労している割合は低下しています。

母子世帯・父子世帯における就労形態の内訳では、「正規の職員・従業員」の割合が増加し、「パート・アルバイト等」割合が減少しています。

平均年間収入は、母子世帯・父子世帯ともに増加していますが、母子世帯の平均年間就労収入は 200 万円であり、父子世帯の半分程度となっています。

■ (図 2-9) ひとり親世帯の就労状況の比較



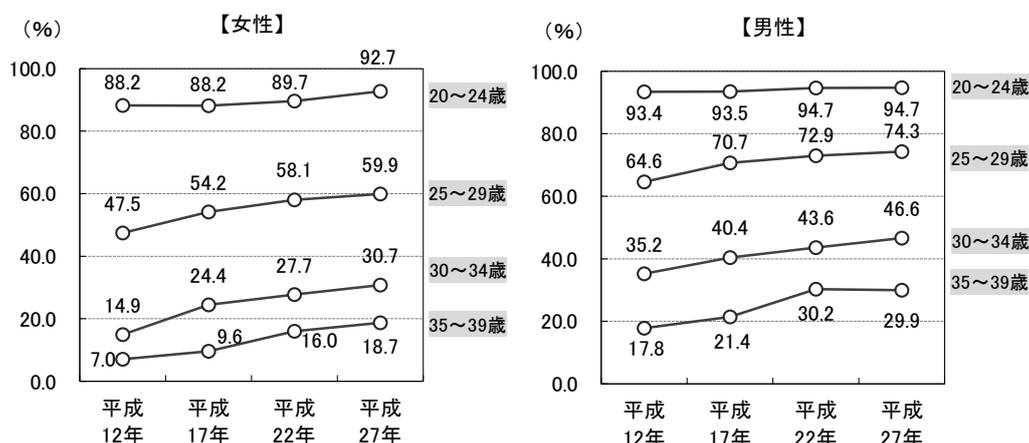
資料：全国ひとり親世帯等調査

(8) 未婚率の推移

女性の未婚率はいずれの年代においても上昇傾向にあり、特に 20 歳代後半から 30 歳代が上昇しています。

男性の未婚率は 20 歳代前半では概ね横ばいで推移し、その他の年代ではいずれも上昇しています。また、平成 17 年から平成 22 年にかけて、30 歳代後半で大きく上昇しています。

■ (図 2-10) 未婚率の推移(男女別・年齢階層別)



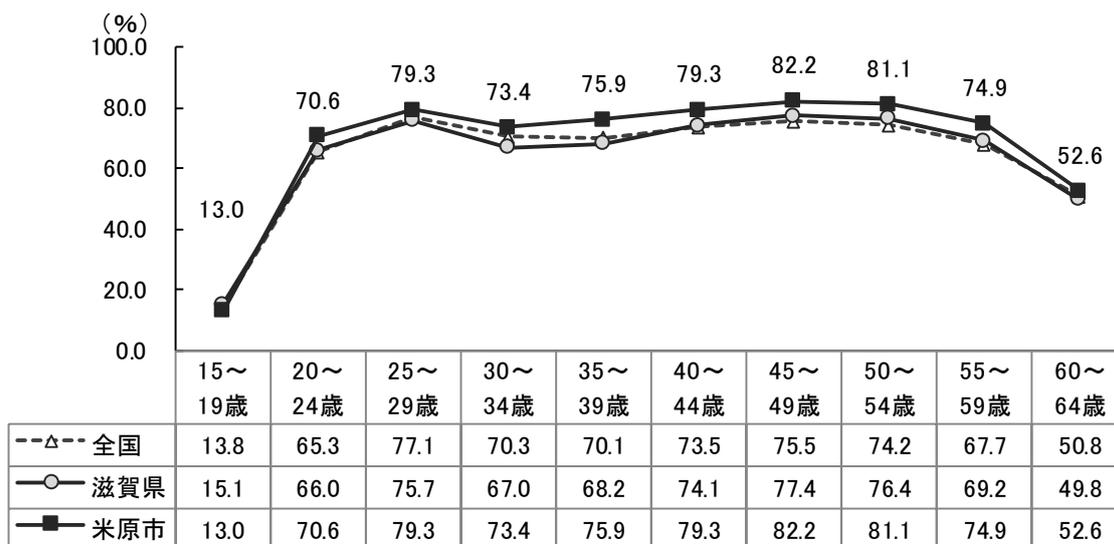
資料：国勢調査

(9) 女性の就業率

本市の女性の就業率を年齢階層別に見ると、30歳代で就業率が低下するM字型となっているものの、緩やかな曲線となっています。全国・県と比較すると、本市は20歳以降の階層において就業率が高い水準となっています。

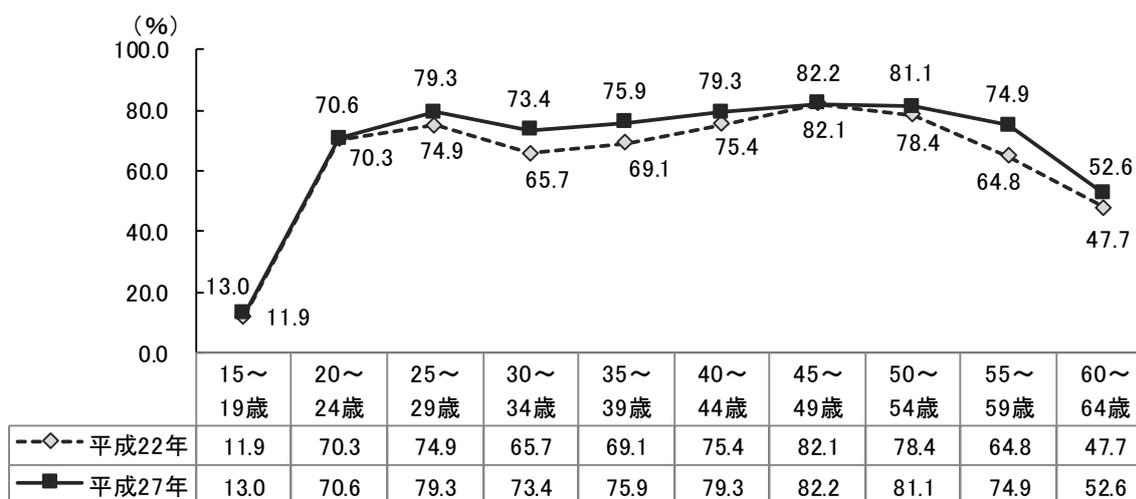
本市における平成22年と平成27年の女性の就業率を比較すると、全ての年代で就業率が上昇しています。

■ (図 2-11) 女性の年齢階層別就業率 (全国・滋賀県・米原市の比較)



資料：国勢調査

■ (図 2-12) 本市における女性の年齢階層別就業率比較



資料：国勢調査

2 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

(1) 幼児期の教育保育の提供状況

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容および実施時期（確保方策）」を定めています。

■認定区分

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上で教育認定（保育の必要性なし）を受けた子ども
2号認定	満3歳以上で保育の必要性ありの認定を受けた子ども
3号認定	満3歳未満で保育の必要性ありの認定を受けた子ども

① 1号認定（2号認定の教育希望を含む）

1号認定の幼稚園・認定こども園短時部での受入れについては、平成30年度を除いて、量の見込みを下回っています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【人】 (必要利用定員)	382	376	383	297	258
確保の内容【人】	490	505	526	385	395
実績【人】	355	319	325	300	-

② 2号認定

2号認定の保育所・認定こども園長時部での受入れについては、平成27年度以降量の見込みを上回っていますが、施設整備により対応を図っています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【人】 (必要利用定員)	565	556	567	722	723
確保の内容【人】	663	650	655	722	742
実績【人】	655	675	710	731	-

③ 3号認定（0歳）

3号認定（0歳）の保育所・認定こども園長時部での受入れについては、平成27年度以降微増で推移しています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【人】 (必要利用定員)	85	79	78	32	35
確保の内容【人】	71	71	73	82	85
実績【人】	81	82	84	83	-

④ 3号認定（1～2歳）

3号認定（1～2歳）の保育所・認定こども園長時部での受入れについては、平成27年度以降増加しています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【人】 (必要利用定員)	337	322	318	340	357
確保の内容【人】	286	289	291	340	357
実績【人】	313	318	341	373	-

（2）地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 利用者支援に関する事業

利用者支援に関する事業は、平成29年に米原げんきステーション内に母子保健型の子育て世代包括支援センターと基本型の支援センターを開設しました。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【箇所】	1	1	1	2	2
確保方策【箇所】	0	1	1	2	2
実績【箇所】	0	0	2	2	-

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、4地域の地域子育て支援センターがあり、利用者数は、平成27年度以降10,000人台で推移しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	4,227	4,069	4,030	14,000	14,000
確保方策【か所】	4	4	4	4	4
実績【人】	13,290	14,979	12,043	11,278	-
実績【か所】	4	4	4	4	-

③ 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、利用者数は平成27年度以降量の見込みを下回っています。平成30年度は1人当たりの健診回数が減少し8回となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【件】 (利用件数)	4,186	4,116	4,088	4,060	3,990
量の見込み【回】 (1人当たりの健診回数)	14	14	14	14	14
実績【件】	3,511	3,311	3,515	3,091	-
実績【回】	11.5	11.5	12	8	-

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、利用者数は平成27年度と平成29年度は量の見込みを上回っていますが、平成28年度と平成30年度は量の見込みを下回っています。訪問率は、90%以上で推移しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【件】 (訪問世帯数)	299	294	292	290	285
量の見込み【%】 (訪問率)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績【件】	301	281	304	249	-
実績【%】	96.8	98.6	96.5	94.7	-

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、訪問世帯数は平成27年度以降量の見込みを下回っています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【件】 (訪問世帯数)	30	30	30	30	30
確保方策【件】	30	30	30	30	30
実績【件】	8	17	10	15	-
実績【回】 (延べ訪問回数)	64	35	36	59	-

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）については、援助回数は平成28年度以降量の見込みを上回っています。会員数は、平成27年度以降増加しています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【回】 (延べ援助回数)	40	46	44	240	240
確保方策【回】	10	20	30	240	240
実績【回】	29	227	162	304	-
実績【人】 (会員数)	79	109	137	164	-

⑦ 一時預かり事業

■幼稚園型一時預かり（長期休業期間中）

幼稚園や認定こども園短時部に在籍している子どもを対象とした一時預かりについては、平成30年度では5か所で実施し、利用実績は大幅に増加しています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	400	390	400	400	380
確保方策【人】	200	250	300	350	400
確保方策【か所】	3	3	3	5	5
実績【人】	144	41	63	950	-
実績【か所】	3	3	3	5	-

■一般型一時預かり

未就園等の子どもを対象とした一時預かりについては、利用実績は平成 27 年度以降増加しています。ファミリー・サポート・センターについては、利用実人数が少ないため、年度によって増減しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	一時保育、ファミリー・サポート・センター	1,170	1,140	1,140	1,140	1,110
確保方策【人】	一時保育	700	750	800	850	900
	ファミリー・サポート・センター	50	100	150	200	250
実績【人】	一時保育	560	624	605	794	-
	ファミリー・サポート・センター	11	62	111	0	-
	計	571	686	716	794	-

⑧ 延長保育事業

延長保育事業については、概ね確保方策のとおり実施箇所数を増やすなど、受入体制の充実を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
量の見込み【人】	344	335	337	335	327
確保方策【人】	100	150	250	300	350
確保方策【か所】	6	6	10	9	9
実績【人】	120	269	126	184	-
実績【か所】	6	6	7	9	-



⑨ 病児保育事業

平成 28 年度から病児・病後児対応型（1 か所）を実施し、利用者は 300 人前後で推移しています。平成 29 年度から体調不良児対応型として公立認定こども園および私立（1 園）で実施しており、利用人数が大幅に増加しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
量の見込み【人】 (延べ利用者数)		2,432	2,369	2,381	2,364	2,306
確保方策【人】	病児・病後児 対応型	200	1,500	1,500	500	500
	体調不良児 対応型	-	-	-	1,000	1,000
実績【人】	病児・病後児 対応型	0	308	332	291	-
	体調不良児 対応型	-	-	670	1,183	-

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

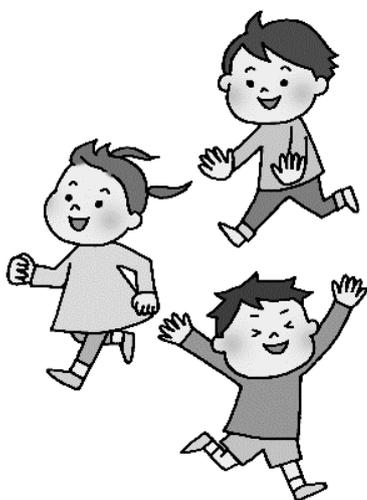
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成 29 年度以降 800 人以上で推移しています。長期休業中の利用者の増加に対応するため、学校や公民館等を活用し、希望者全員を受け入れてきましたが、子どもの安全を確保するため、令和元年度は一部のクラブにおいて受入れを制限しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
量の見込み【人】	低学年	338	351	347	546	590
	高学年	188	181	174	325	351
	計	526	532	521	871	941
確保方策【人】 (登録児童数)		500	500	520	871	941
確保方策【か所】		9	9	9	9	9
実績【人】	低学年	389	491	546	529	-
	高学年	191	208	325	294	-
	計	580	699	871	823	-
確保方策【か所】		9	9	9	10	-

⑪ 実費徴収に係る補足給付事業

実費徴収に係る補足給付事業については、平成 28 年度に実施要綱を作成し、事業に取り組んでいますが、平成 29 年度以降は対象となる世帯がなかったため、実績がありません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
量の見込み【件】	-	-	-	1	1
確保方策【件】	-	-	-	1	1
実績【件】	-	1	0	0	-



3 アンケート結果から見た子どもを取り巻く状況

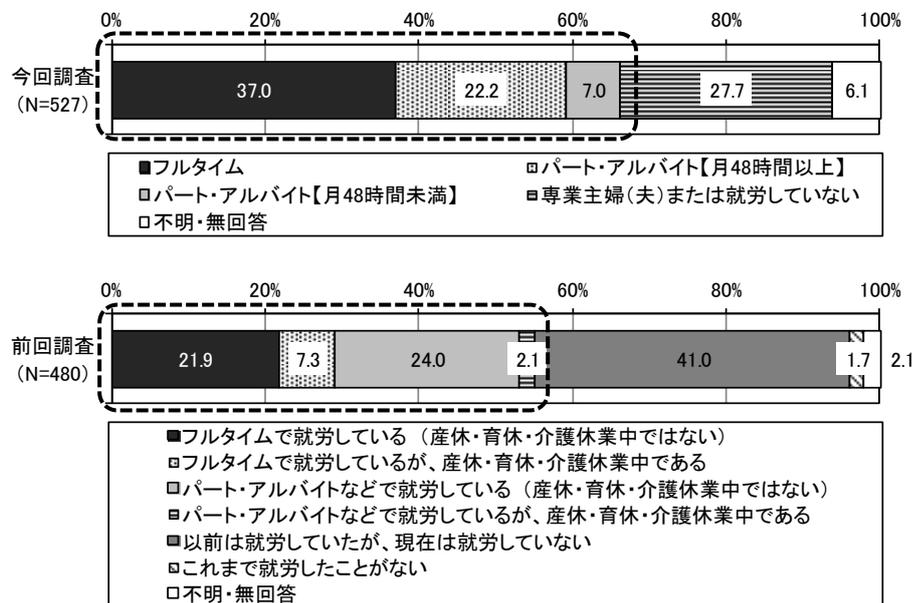
(1) 母親の就労状況について

母親の就労状況については、就学前児童では「フルタイム」が37.0%と最も高く、次いで「専業主婦（夫）または就労していない」が27.7%となっています。

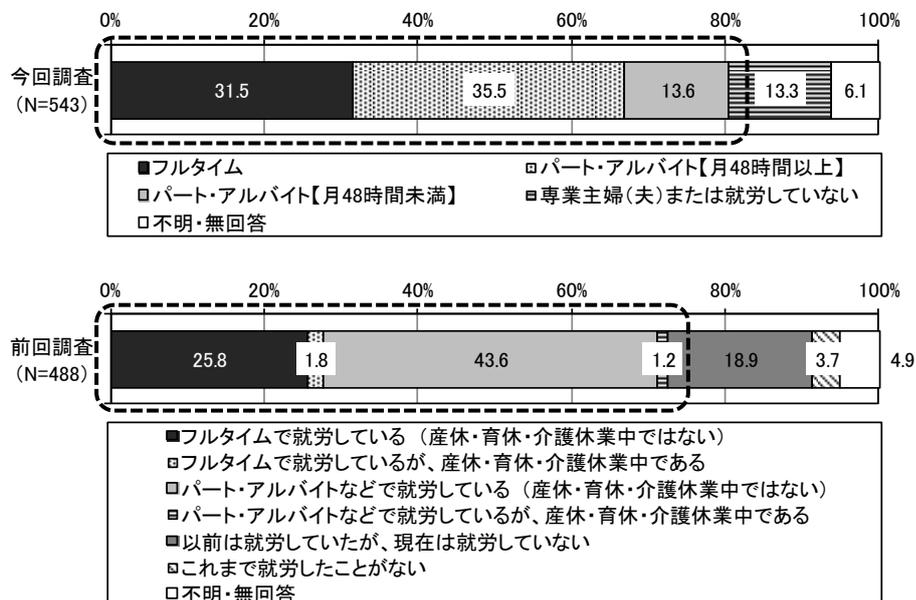
小学生では、「パート・アルバイト【月48時間以上】」が35.5%と最も高く、次いで「フルタイム」が31.5%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともにフルタイムまたはパートタイムで就労している人の割合が増加しています。

■ (図 3-1) 就学前児童の保護者



■ (図 3-2) 小学生の保護者

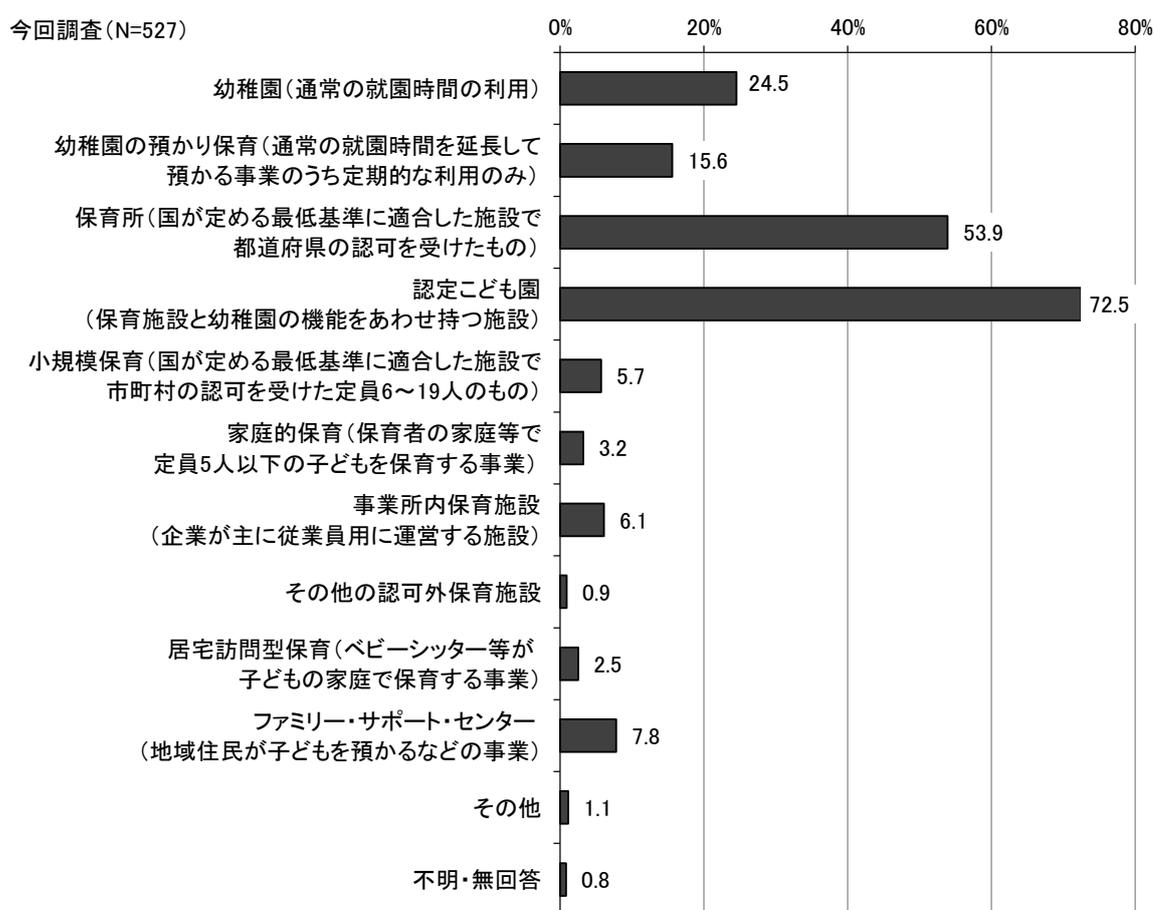


(2) 定期的な幼稚園・保育所・認定こども園等の利用希望について

① 平日の定期的な幼稚園・保育所・認定こども園等の利用希望

現在の利用状況にかかわらず、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認定こども園（保育施設と幼稚園の機能をあわせ持つ施設）」が72.5%と最も高く、次いで「保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県の認可を受けたもの）」が53.9%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が24.5%となっています。

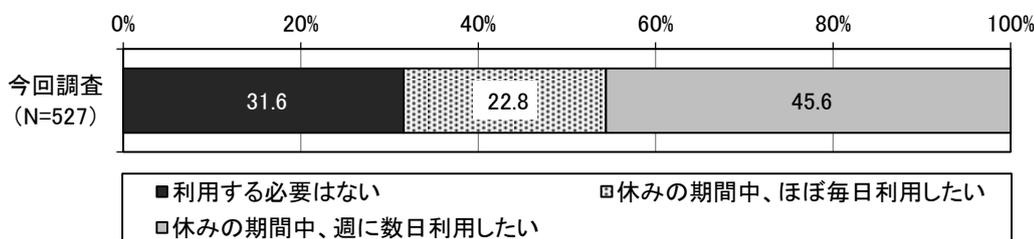
■ (図 3-3) 就学前児童の保護者



② 幼稚園が長期休業中の教育・保育事業の利用希望

長期休暇中の教育・保育事業の利用については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が45.6%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が31.6%となっています。

■ (図 3-4) 就学前児童の保護者



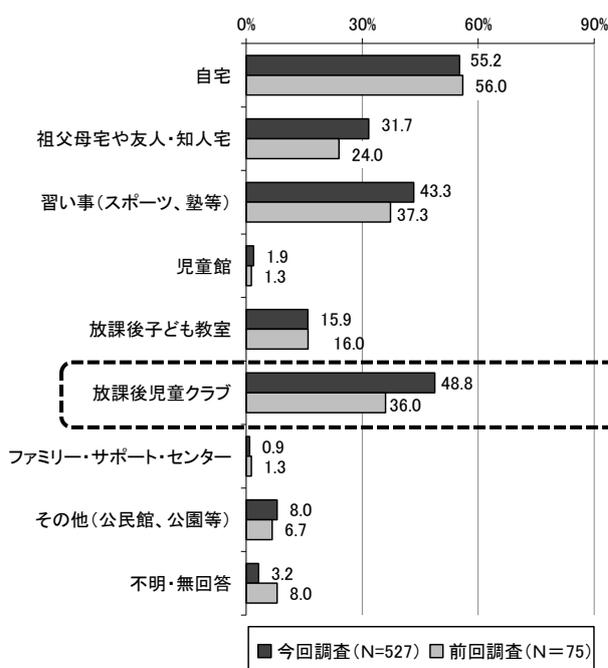
(3) 放課後の過ごし方について

① 放課後の過ごし方の希望について

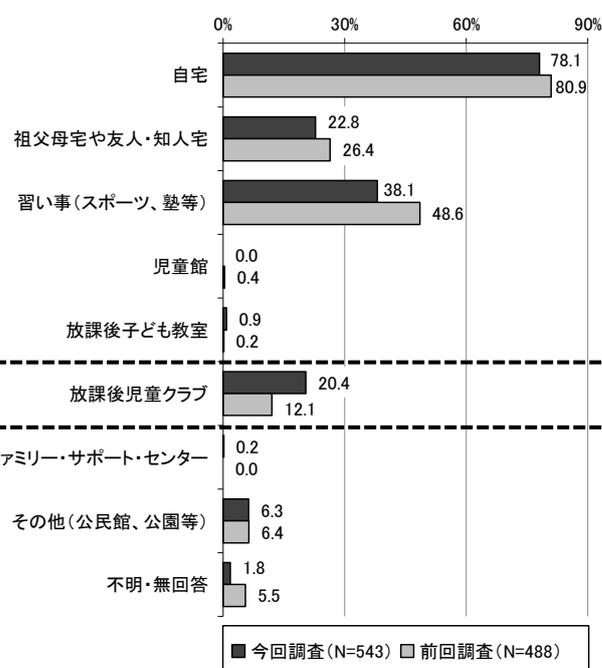
就学前児童が小学校へ入学後、放課後の時間を過ごさせたい場所については、就学前児童では、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ」が高くなっています。前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ」は12.8ポイント高くなっています。

小学生では、「自宅」に次いで「習い事(スポーツ、塾など)」が高くなっていますが、前回調査と比較すると、「習い事(スポーツ、塾など)」が10.5ポイント低く、「放課後児童クラブ」が8.3ポイント高くなっています。

■ (図 3-5) 就学前児童の保護者



■ (図 3-6) 小学生の保護者

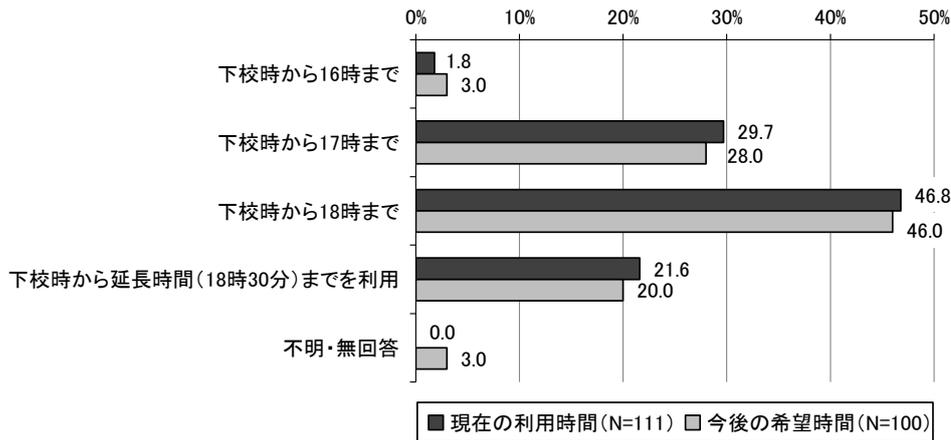


② 放課後児童クラブの利用時間

現在、放課後児童クラブで過ごしている平日の利用時間については、「下校時から18時まで」が46.8%と最も高く、次いで「下校時から17時まで」が29.7%となっています。

今後、放課後児童クラブで過ごさせたい平日の利用時間については、「下校時から18時まで」が46.0%と最も高く、次いで「下校時から17時まで」が28.0%となっており、現在の利用状況と同様の傾向にあります。

■ (図 3-7) 小学生の保護者

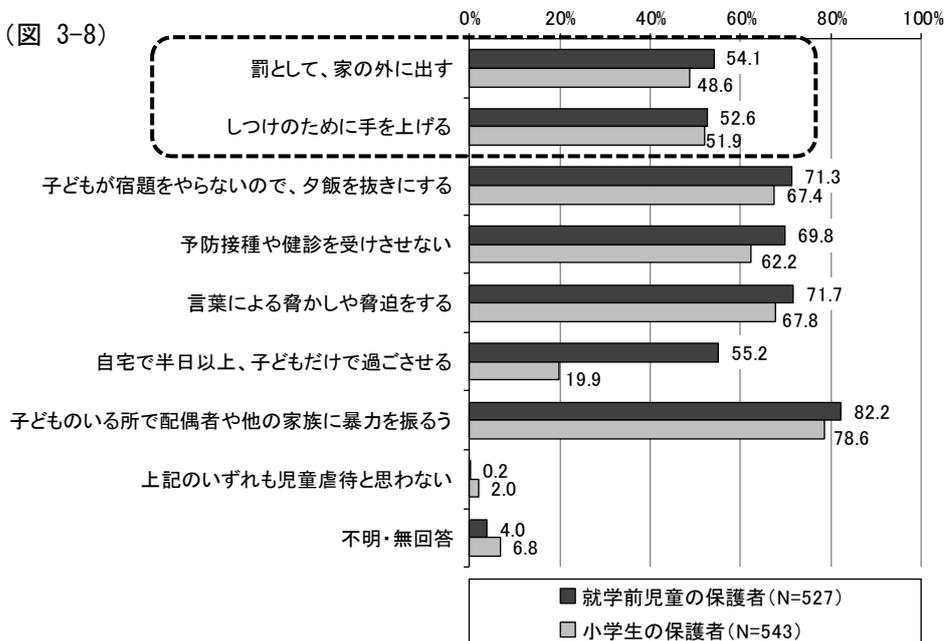


(4) 虐待や子育て不安について

① 児童虐待だと感じるもの

児童虐待だと感じるものについては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「子どものいる所で配偶者や他の家族に暴力を振るう」が最も高く、次いで「言葉による脅かしや脅迫をする」となっています。また、就学前児童、小学生ともに「しつけのために手を上げる」「罰として、家の外に出す」を選択した方は半数程度に留まっています。

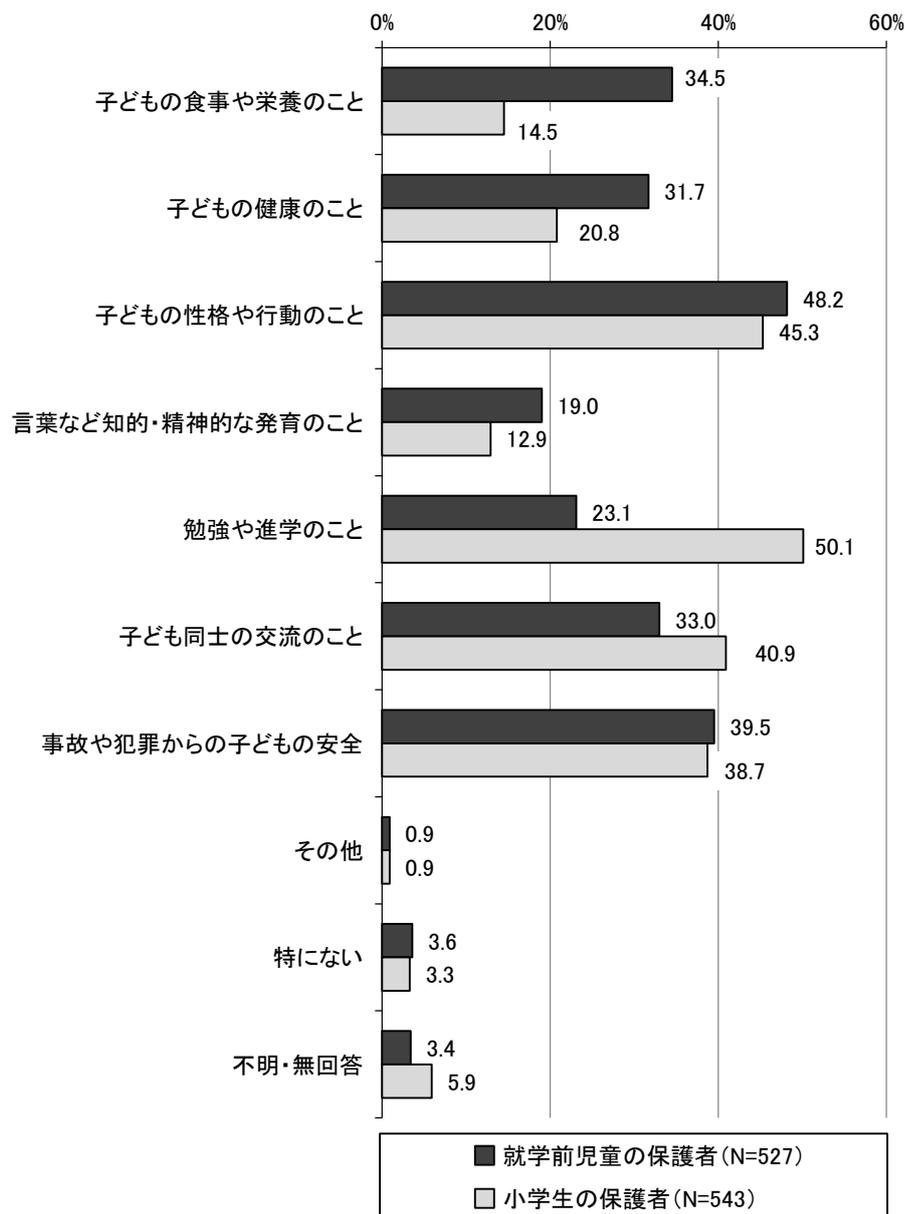
■ (図 3-8)



② 子育ての不安や悩み（子どものこと）

子育てに関する子どものことへの不安や悩みについては、就学前児童の保護者では、「子どもの性格や行動のこと」が48.2%と最も高く、次いで「事故や犯罪からの子どもの安全」が39.5%、「子どもの食事や栄養のこと」が34.5%となっています。小学生の保護者では、「勉強や進学のこと」が50.1%と最も高く、次いで「子どもの性格や行動のこと」が45.3%、「子ども同士の交流のこと」が40.9%となっています。

■ (図 3-9)

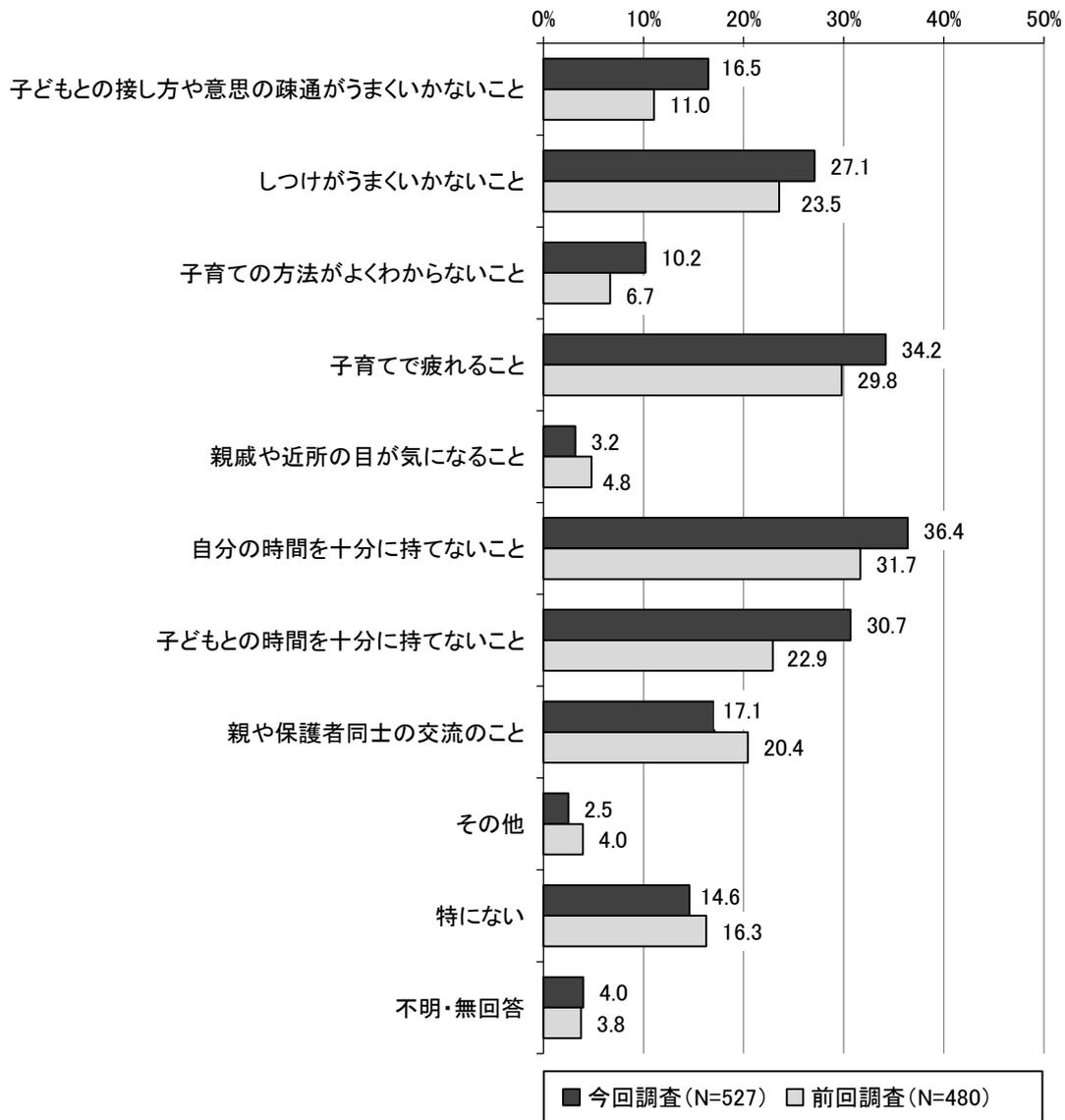


③ 子育ての不安や悩み（自分のこと）

就学前児童の保護者の子育てに関する自分のことへの不安や悩みについては、「自分の時間を十分に持てないこと」が最も高く、次いで「子育てで疲れること」、「子どもとの時間を十分に持てないこと」となっています。

前回調査と比較すると、「子どもとの時間を十分に持てないこと」が7.8ポイント高くなっています。

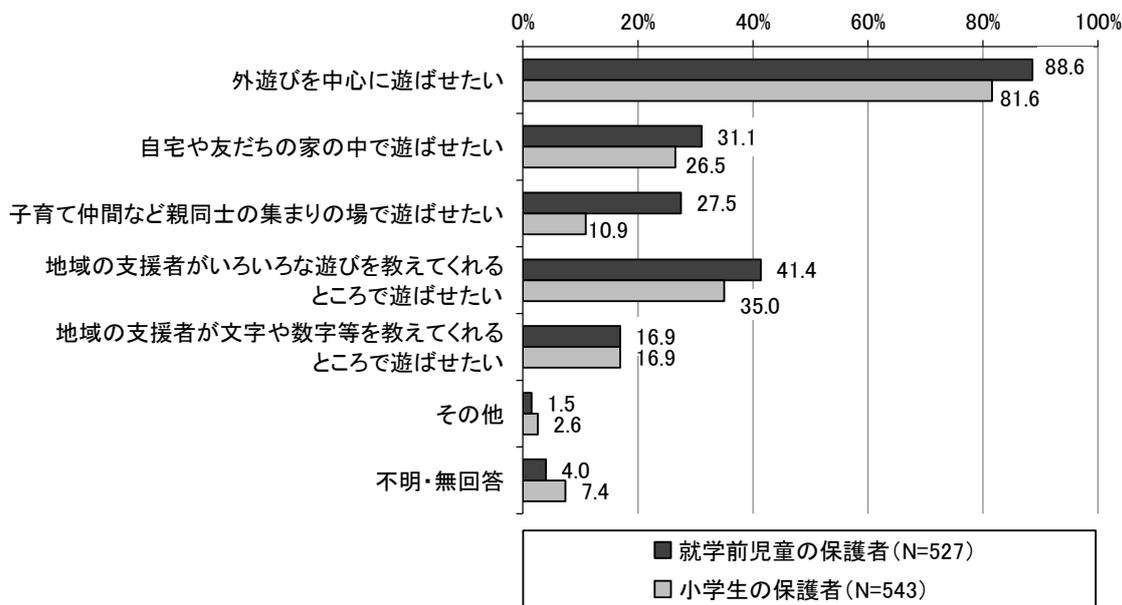
■（図 3-10）就学前児童の保護者



(5) 地域の中で子どもをどのような場所で遊ばせたいか

子どもを遊ばせたい場所については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「外遊びを中心に遊ばせたい」が最も高く、次いで「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」となっています。

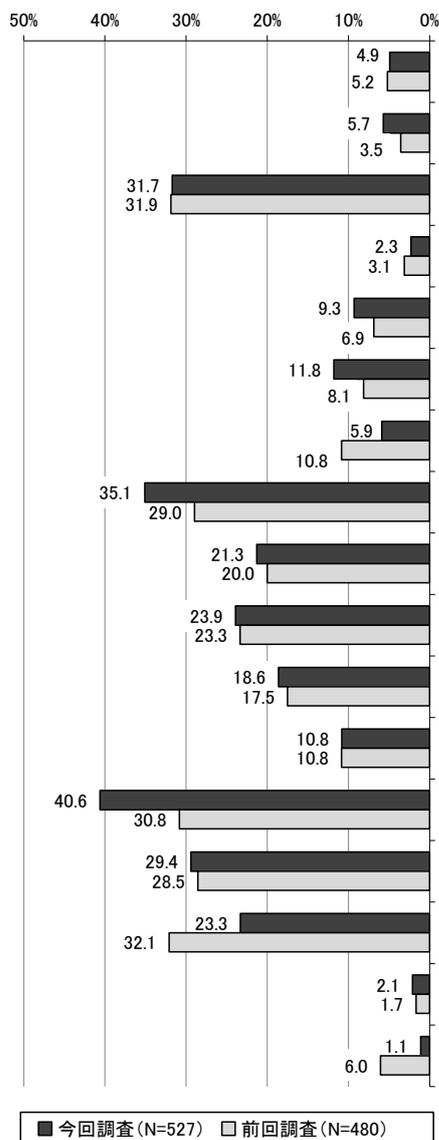
■ (図 3-11)



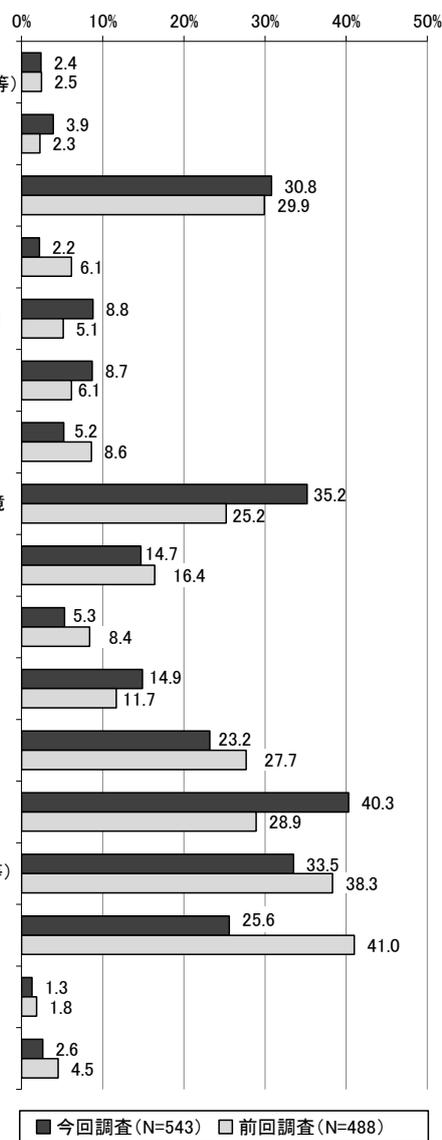
(6) 子育てしやすいまちとなるために重要だと思うこと

子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことでは、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「遊び場（公園や施設）の充実」、「仕事と子育てが両立できる職場環境」が上位にあがっています。

■ (図 3-12) 就学前児童の保護者



■ (図 3-13) 小学生の保護者



4 第1期計画重点プロジェクトの実施状況と課題

「重点プロジェクト1 幼保一体化の推進」では、公立園の認定こども園化を計画的に推進してきたほか、乳児保育の在り方や、長時部保育の在り方等について、子どもの育ちをつなぐ視点で園内研修を実施し、保育の質の向上に努めました。本計画においても、保育人材の確保による教育・保育の「量」の確保と小学校への接続を踏まえた「質」の確保に取り組む必要があります。

「重点プロジェクト2 子育てへの経済的支援の充実」では、ひとり親家庭への経済的な支援のほか、市独自で拡大実施している0歳から中学生までの通院・入院医療費の無料化を継続して実施しており、子育て経費の負担軽減に努めてきました。

「重点プロジェクト3 子どもの安全確保」では、スクールガード等地域と連携した子どもの見守りを推進しています。毎年全国で子どもを巻き込む事故、犯罪が発生する中、本市においても地域全体で子どもを見守る社会づくりに向けて、継続して取り組む必要があります。

「重点プロジェクト4 子どもに対する医療支援体制等の強化」では、第1期計画期間で3か所の病児・病後児保育施設を開設しました。今後ますます共働き世帯が増加することが予測される中、必要とする人が円滑に利用できるよう、事業を周知していくことが重要です。

「重点プロジェクト5 遊びや学びの場などの充実」では、冒険遊び場の開設等、本市の自然を生かした子どもの遊び場づくりに取り組んできました。アンケート調査の結果では、子育てしやすいまちとなるために「遊び場（公園や施設）の充実」が重要であるという割合が最も高く、子どもが安心して過ごせる遊び場づくりに引き続き取り組んでいく必要があります（図 3-12、図 3-13）。

「重点プロジェクト6 ワーク・ライフ・バランスの推進」では、市内企業を訪問し、子育てしやすい職場づくりについての啓発を行いました。アンケート調査では、子育てしやすいまちとなるために「仕事と子育てが両立できる職場環境」が重要であるという割合が高く、企業と連携した仕事と家庭の両立支援がますます重要となっています（図 3-12、図 3-13）。

■各重点プロジェクトの主な重点事業の実施状況

重点プロジェクト	主な重点事業		平成 27年度	平成 30年度
1 幼保一体化の 推進	地域子育て支援センターの充実	延べ相談者数	575人	364人
	保育所、幼稚園、認定こども園 における保育の質向上	園内研究会の開催	6園 100回	5園 71回
	保育所、幼稚園、認定こども園、 小・中学校の連携	中学校区ごとの教育フォーラムの開催	全6中学校区で開催	
2 子育てへの経 済的支援の充 実	ひとり親家庭への支援	児童扶養手当年間受給件数	221件	211件
	福祉医療費の助成	乳幼児助成件数	30,447件	38,139件
		小学生助成件数	30,559件	33,584件
3 子どもの安全 確保	交通安全対策の推進	関係各課、関係機関、地域等の 合同による通学路点検の実施 および対策協議会の開催	2回開催	
4 子どもに対す る医療支援体 制等の強化	病児・病後児保育の実施	実施箇所数	未実施	3か所
5 遊びや学びの 場などの充実	放課後安心プランの推進	放課後児童クラブ毎月の平均 利用児童数	395人	475人
	冒険遊び場	自然に親しむ遊び場の開設	2か所	4か所
6 ワーク・ライ フ・バランスの 推進	結婚相談の実施	相談件数	76件	75件
		成立件数	3件	2件
	企業・事業所の子育て支援の取組の促進	市内企業訪問と啓発	実施	

5 課題のまとめ

現状と課題1 子育て支援の充実と支援を要する家庭への支援について

- 保護者等の就労状況の変化等により、本市においても、保護者の就労率の向上等により平日の定期的な教育・保育の利用希望や、放課後児童クラブの利用希望が高まっています。
- 保育事業については、一時預かり等について人材不足のために全ての利用希望への対応が困難であったサービスもあり、保育人材の不足は多様な保育サービスの充実を阻害する課題となっています。
- アンケート調査では、就学前児童の子育てに関する自分のことへの不安や悩みについて、「自分の時間を十分に持てないこと」が最も高く、次いで「子育てで疲れること」、「子どもとの時間を十分に持てないこと」となっており、保護者自身も子育てと仕事等とのバランスについて悩みを持っている様子が伺えます（図 3-10）。
- 国の調査では7人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特にひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また近年、子どもに対する虐待やいじめ、そこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっており、本市においてもその実態等について把握し、対策を推進することが必要とされています。

対策と方向性

放課後児童クラブや一時預かり等、ニーズの高い多様な保育サービスの充実に合わせて、人材の確保に取り組む必要があります。

また、貧困等の課題を抱える子どもや、障がいのある子ども等、家庭環境や個々の事情・状況に応じた適切な支援を求める子どもへの対応も求められています。複雑多様化する課題に対応できる支援体制を整備することが求められます。

現状と課題2 安心・安全について

- 本市では、交通安全対策としてスクールガード等による通学時の見守り等を行っていますが、人口減少や高齢化の影響から担い手の確保が課題となっている地域があります。
- アンケート調査では、子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについて、就学前、小学生ともに「子どもの安全の確保（事故や犯罪等）」が3割前後と、比較的高い項目となっており、引き続き子どもを事故や犯罪から守る地域づくりが求められます（図 3-12、図 3-13）。
- 児童虐待だと感じるものについては、「子どものいる所で配偶者や他の家族に暴力を振るう」が8割以上と高い一方で、「しつけのために手を上げる」、「罰として、家の外に出す」を選択した方は半数程度に留まり、虐待への認識についても差があることが分かります（図 3-8）。

対策と方向性

全国における通学路の事故を踏まえ、安全な道路交通環境の整備とともに、交通安全規範・行動の市民への啓発や子どもに対する教育・学習活動の充実が必要です。

虐待については、子育ての不安感が高い人ほど虐待への意識が低い傾向にあります。虐待の未然防止のためにも、子育て不安の軽減・解消に積極的に取り組むことが求められます。

現状と課題3 妊娠期からの切れ目のない支援について

- 本市では、保健センターや子育て世代包括支援センター、発達支援センター等、多様な機関がその専門性を生かして、子育て世帯の相談支援に取り組んでいます。アンケート調査を見ると、保健センターや子育て支援センターは認知度が高く、相談先として浸透している様子が伺えますが、平成29年に設置した「子育て世代包括支援センター」を知っている人は3割程度に留まっており、更なる認知度の向上が必要となっています。
- 「乳児家庭全戸訪問事業」は、97%前後と高い訪問率となっています。特に自ら出向くことが困難な保護者に対しては、訪問型（アウトリーチ型）の事業を通して、育児に不安を感じる保護者の早期発見につなげていくことが必要です。
- アンケート調査では、子どものことに関する不安や悩みについて、就学前児童では「子どもの性格や行動のこと」が最も高く、「子どもの食事や栄養のこと」も上位となっており、子どもの発育や食事等の健康、栄養に関する悩みが伺えます（図3-9）。

対策と方向性

母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査時等の機会を活用し、支援が必要な保護者または子どもを早期に発見し、保護者や子どもの状況に応じた支援を行うことが重要です。また、子どもに対して継続的に支援を実施するため、子育て世代包括支援センターについて周知するとともに、関係する機関等との連携を強化し、適切に対応することが必要です。

現状と課題4 幼小の連携について

- 乳幼児期の教育・保育について、本市では、乳児保育や長時部保育の在り方等、子どもの育ちをつなぐ視点で園内研究会を開催し、教育・保育の質向上に努めています。国では、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験のある人材が、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う体制づくりを進めることが求められており、本市においても教育・保育の質の向上に向けた取組の充実が求められます。
- アンケート調査では、子育ての悩みについて、小学生で「勉強や進学に関すること」が最も高く、次いで「子どもの性格や行動のこと」が高くなっています。子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保する、幼小連携の強化が求められています（図3-9）。

- 子どもの健全育成について、本市では、様々な問題を抱え、学校生活になじめない児童・生徒に対して、専門知識や経験を持ったスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる相談、子どもケアサポーターによる別室登校児童および生徒の指導・支援を行っています。支援を必要とする子どもの増加や背景要因が多様化・複雑化しており、集団生活になじめない子どもへの支援の充実と子どもの健やかな成長を支える環境づくりを進めることが求められます。

対策と方向性

教育・保育の利用に当たっては、子どもの最善の利益を確保するという視点に立ち、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できる体制を整備することが重要です。

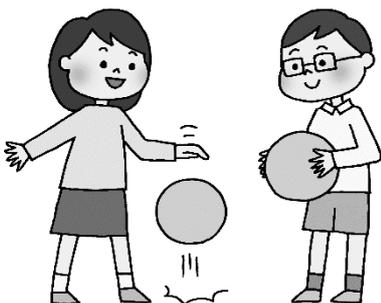
また、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校がそれぞれの教育・保育実践の課題の共有や今後の在り方の検討等を行い、各教育・保育機関の連携強化や保育士・教職員の質の維持・向上につなげるとともに、家庭、学校、地域が一層連携することが重要です。

現状と課題5 子どもの遊び場の充実について

- アンケート調査結果からは、子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについて、「遊び場（公園や施設）の充実」が高くなっています。子どもの育ちの観点からも、子どもが主体性を持って遊ぶことができ、家庭や地域の子育て力を発揮することができるような遊び場の充実が重要となっています（図 3-12、図 3-13）。
- 地域の中で子どもをどのような場所で遊ばせたいかについて、アンケート調査結果から「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」という回答が第2位で、教育・保育の現場や家庭以外の場所でも、地域の人が見守る中での「居場所」を求める人が多くなっています（図 3-11）。

対策と方向性

地域の様々な子育て支援者や団体等が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、地域の子育て力を育て、それぞれの役割を果たしながら、地域ぐるみで子育て支援を進めることが重要です。また、子育て家庭が本市で子育てを行うことに喜びを感じ、子育てにおいて第一義的責任を担う「家庭」での教育力・子育て力を育て、楽しく子育てができることを目指した取組が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

第1期計画である「米原市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもたちが健やかに生まれ育ち夢を育むことのできるまちを目指すものとして策定し、家庭、地域、学校（園）、企業、行政等がつながりを深め、地域社会全体で子育て・子育てを支援し、子育て世代が子育てに喜びを感じることでできるまちづくりを推進してきました。

第2期となる本計画においても、本市におけるこれまでの取組を踏まえつつ、更に強化・充実を進める観点から、第1期計画の基本理念を継承するものとし、次のように基本理念を定めます。

夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子どもとともに光るまち～

2 基本目標

基本理念とともに第1期計画の5つの基本目標を継承し、基本理念の実現に向けて計画を推進します。

基本目標1 子どもを生き育てることが楽しく感じられるまち

保護者・家庭が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるよう、社会全体で子育て世代が働きやすい職場づくりを進め、男女がともに子育てに参画できる環境づくりを進めます。

また、子育てのストレスや子育てに対する不安の解消に向けて地域力を生かした子育て支援、多様な保育サービスの充実を推進します。

さらに、生活に困窮している家庭等が孤立することなく、将来に希望を持って愛情深く子育てができるように、養育環境等に課題のある家庭の自立に向けた子育て支援を充実させます。

基本目標2 ゆとりの中で安心して子育てのできるまち

児童虐待については、子育てに対する不安や負担を感じ、誰にも相談できずに抱え込んでしまうことから児童虐待を起こしてしまう場合や、親や子ども、家庭を取り巻く様々な要因から児童虐待につながってしまうなど、ケースが複雑化・多様化しています。こうしたことから、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化や相談窓口の専門性の向上等により、虐待ハイリスク家庭の把握や未然防止に努めます。

また、子どもや妊婦、子育て家庭が安心・安全に生活できるまちづくりに向け、公共施設における配慮、交通安全や犯罪防止対策のための見守りやパトロール体制を強化します。

基本目標3 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことができるよう、妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの発達段階に応じた、切れ目のない子育て支援ときめ細かな母子保健サービスの提供に努めます。

また、全ての子どもの健やかな成長には、乳幼児期の子どもとの愛着形成、基本的な生活習慣の確立が最も重要であり、子どもの成長段階に応じた、育児に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。

さらに、障がいのある子どもや外国籍の子ども・家庭等、配慮や支援が必要な家庭に対する子育て支援を充実させます。

基本目標4 子どもが心豊かにのびのびと育つまち

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校と家庭や地域社会との連携を進め、子どもが伸び伸びと育つ地域や家庭教育環境づくりを推進するとともに、地域における交流活動や文化芸術活動等、豊かな心と感性を醸成する施策を推進します。生まれた子どもが大人になっていく過程において切れ目のない支援を行い、豊かな心と感性を身に付けた次世代の親につなげていきます。

また、大人に至る人間形成においては、子どもの発達特性を生かして、発達段階に応じた支援を行い、生きる力を育む教育が必要です。

子どもの基礎体力や基礎学力の向上のため、日常的な生活習慣の体得や感性を育てる幼児教育、ボランティア活動や体験学習を通して生活力を育てる学校教育の充実を図ります。そのために、教育関係施設の充実、いじめ・不登校等の問題に対する各種相談体制の充実等、教育環境の整備を進めます。

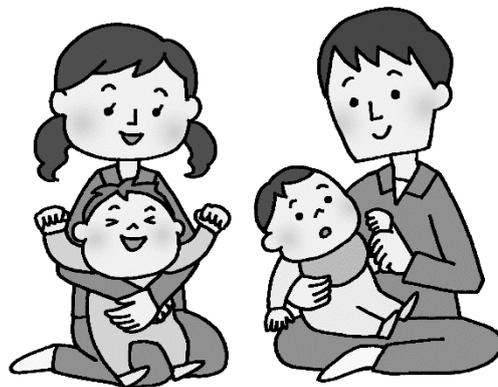
基本目標5 子どもがたくましく夢を温め育めるまち

子どもにとって家庭環境は大変重要ですが、高齢者から子どもまで異世代間での交流等を通して、人と人とのつながりの中で身に付けていくべき協調性や思いやり等といった人間らしさが培われるよう、家庭以外にも子どもたちの居場所を確保していくことが望まれています。

そのため、子どもの多様な体験・交流活動を充実させ、子どもが心身ともにたくましく健やかに育てる遊び場の整備・充実に取り組みます。子どもや家族が安心して遊び、憩える場の整備を推進し、様々な機会を通して啓発に努めるとともに、学校、地域、家庭が協力し、異年齢の子どもや大人と出会い、人間関係を築き、様々な感動を体験できる機会を提供していきます。

3 重点施策

5つの基本目標を具現化した施策として、5つの重点施策を定めます。重点施策については、施策を代表する重点事業を設定し、本計画を推進します。詳細については、「第4章 総合的な施策の展開」に記載します。



4 施策の体系

基本理念

夢育み 笑顔あふれる米原市 ～ 子どもとともに光るまち ～

基本目標

基本目標 1

子どもを生み育てることが楽しく感じられるまち

施策

重点施策 1 子育て支援の充実と子どもの貧困対策

基本施策

- 1 - 1 情報共有の場の充実
- 1 - 2 地域力を生かした子育て支援
- 1 - 3 多様な保育ニーズへの支援
- 1 - 4 子育て世代が働きやすい職場づくり
- 1 - 5 子どもの貧困対策のための支援体制の構築

基本目標 2

ゆとりの中で安心して子育てのできるまち

重点施策 2 子どもの虐待防止と心身の安心・安全の保障

基本施策

- 2 - 1 児童虐待防止の推進
- 2 - 2 地域と連携した防犯・交通安全対策
- 2 - 3 子どもに対する防犯・交通安全対策

基本目標 3

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち

重点施策 3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

基本施策

- 3 - 1 子育ての仲間づくりと相談支援の充実
- 3 - 2 母子保健等の推進
- 3 - 3 乳幼児期からの食育の推進
- 3 - 4 思春期の不安への対応と健やかな育ちへの支援
- 3 - 5 障がいのある子どもや外国籍の子ども・家庭等への支援

基本目標 4

子どもが心豊かにのびのびと育つまち

重点施策 4 幼児教育の質の向上と幼小連携

基本施策

- 4 - 1 生きる力を育む教育の推進
- 4 - 2 保育所、幼稚園、認定こども園、学校教育環境の充実
- 4 - 3 地域・家庭教育環境の充実
- 4 - 4 豊かな心と感性の醸成

基本目標 5

子どもがたくましく夢を温め育めるまち

重点施策 5 子どもの地域の居場所づくりの推進

基本施策

- 5 - 1 自然を生かした子育て環境の充実
- 5 - 2 親子活動機会の充実
- 5 - 3 地域活動および世代間交流事業の推進
- 5 - 4 次世代の育成と地域への定着の促進

第4章 総合的な施策の展開

基本目標1 子どもを生き育てることが楽しく感じられるまち

重点施策1

子育て支援の充実と子どもの貧困対策

核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景とし、子どもを育てることに対する不安や悩みを持つ保護者が依然として多くいます。

アンケート調査では、子育てを楽しんでいると感じにくい人の場合は、子育ての負担が母親に偏りがちであり、配偶者やパートナーと子育てについて十分に相談できていない傾向にあることから、母親のみならず子育て家庭全体の子育て力を高めるような支援が必要となっています（図 3-10）。

また、貧困の状況にある子どもを始め、家庭環境や個々の事情・状況に応じた支援が必要な子どもや家庭への対応が求められています。特に、子どもの貧困対策については、保護者の経済的な理由から、進学や様々な社会経験の機会の損失、生活に余裕がないために人間関係に問題が生じるなど、子どもに様々な影響を及ぼすことが指摘されており、本市においても、こうした貧困の現状を把握し、必要な支援施策を講じていく必要があります。

重点施策の方向性

全ての子育て世代が、子育てを楽しみ、子どもとともに成長していけるよう、相談支援の充実や子育ての仲間づくりを促進します。

また、サービスの利用が親子にゆとりを与え、親子がしっかりと向き合い、子どもの育ちにとって良い影響を与えるものとなるよう、保育サービスの提供に努めます。

さらに、貧困等によって、子どものより良い育ちが阻害されないよう、様々な課題を抱える子どもと家庭を包括的に支援する体制を構築します。

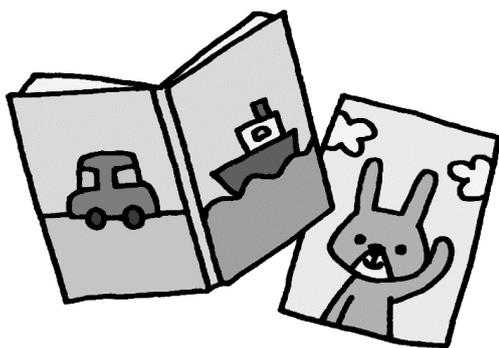
基本施策 1 - 1 情報共有の場の充実

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	地域子育て支援センターの充実	<p>未就園児の親子を対象に、仲間づくりや子育ての悩み等を気軽に相談でき、子どもを安心して遊ばせることができる場所として、地域子育て支援センターを運営します。</p> <p>子育て世代包括支援センターと連携して、子育て家庭の教育・保育事業や地域子育て支援事業等の利用を支援します。</p>	保育幼稚園課
2	子育てに関する情報発信の充実	<p>保育サービスや母子保健事業の紹介、各種相談事業、子育てサークルや子どもを対象としたイベントの紹介等、子育てに必要な情報や市内の子育て支援の状況が分かる情報誌「米原市子育て応援ガイド」を発行します。「米原市子育て応援ガイド」は各庁舎窓口等に設置するほか、新生児訪問時や各種健診時に配布して啓発に努めます。</p> <p>広報紙や市公式ウェブサイト、子育て応援サイト「まいハグ」等により、健康診査や予防接種の日程等の情報掲示を引き続き行います。</p> <p>メール配信サービスや市公式フェイスブック等を活用して配信登録者の増加に努めるとともに、適時に情報配信を行います。</p> <p>子育て家庭への情報提供の充実のため、子育てアプリの早期導入を目指します。</p>	健康づくり課 保育幼稚園課 子育て支援課



基本施策 1 - 2 地域力を生かした子育て支援

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	男女共同参画社会の推進	<p>男女が互いに人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の推進に向けて、広報啓発活動等を実施します。</p> <p>男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画推進計画の進行管理を行うほか、「ハートフルフェスタ」の開催や「女性のための相談ルームつくし」等各種相談体制の充実、女性人材バンク「なでしこネット」の活用促進に努めます。</p>	人権政策課
2	ファミリー・サポート・センター事業の実施	<p>就学前施設、小学校等への送迎や、その前後の保育、趣味活動等のリフレッシュ時に子どもを預かるなどのサービスを提供したい人と受けたい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。</p>	子育て支援課
3	民生委員児童委員活動による子育て支援	<p>米原市民生委員児童委員協議会連合会、各民生委員児童委員協議会の活動として、地域の子育て支援に関する研修会の開催や事業への参加、協力を行い、子育てしやすい地域づくりを進めます。</p>	くらし支援課
4	新規 図書館を活用した子育て支援	<p>子育てに関連する図書の紹介をしたり、児童コーナーに子育て関連の雑誌を配置するなど、図書館で子育てに関する情報の提供を行います。</p>	図書館



基本施策 1 - 3 多様な保育ニーズへの支援

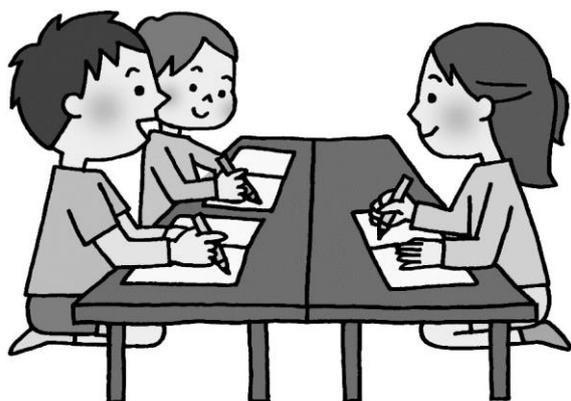
No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	延長保育・休日保育の実施	市内の保育所や認定こども園で、延長保育は10園、休日保育は1園で実施しています。 保護者の勤務形態の多様化による時間外保育、日曜日・祝日の保育ニーズに応じた対応の充実に努め、より利用しやすい事業の在り方について検討します。	保育幼稚園課
2	病児保育の実施	幼稚園や認定こども園の入所児童が病気の進行期または回復期で家庭や集団での保育が困難な場合等において、一時的に保育を行う病児・病後児型と、保育所等で体調を崩した子どもを保護者のお迎えまで看護師が対応する体調不良児対応型の病児保育を実施します。	保育幼稚園課
3	一時預かり事業の実施	保護者の病気、就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等により保育が必要となった場合、子どもを保育所や認定こども園で一時的に保育を行うとともに、より利用しやすい事業の在り方について検討します。	保育幼稚園課
4	新規 保育人材の確保・定着の促進	多様な保育ニーズに応じていくために、保育士や幼稚園教諭免許の有資格者、子育て支援員等の保育人材確保策を強化するとともに、働きやすい職場に向けて労働環境の改善を図り、離職防止に努めます。	保育幼稚園課 子育て支援課
5	低年齢児保育の実施	3歳未満児の保育について、年度途中の受入れ等、利用しやすい環境の充実に努めます。	保育幼稚園課

基本施策 1 - 4 子育て世代が働きやすい職場づくり

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	重点事業 企業・事業所の子育て支援の取組の促進	育児休暇が取得しやすい、就労者が地域活動に参加しやすい、学校行事に参加しやすいなど、子育てを支援する職場づくりが推進されるよう、市内企業を対象に企業訪問を実施し、啓発を行います。	商工観光課
2	新規 若者・女性の起業・創業支援の推進	創業による新たなビジネスや雇用の創出を促進し、経済の好循環を生み出すため、創業支援事業者（商工会）の支援を受けて、創業を目指す女性や若者への支援を行います。	商工観光課

基本施策 1 - 5 子どもの貧困対策のための支援体制の構築

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	新規 子どもの貧困についての実態調査の実施	子どもの生活に関する実態調査を行い、本市における子どもの貧困の実態を把握します。	子育て支援課
2	新規 重点事業 子どもの貧困についての関係課・機関のネットワークづくり	子どもや子育て家庭と関わる様々な機関に子どもの貧困への理解を深めてもらうための学習会等を実施します。学習会等を通して、貧困の状態にある子どもや世帯を包括的に支援するためのネットワークを構築します。 また、子どもの健康や生活習慣の体得等については、学校生活を通じた把握や支援が重要であることから、スクールソーシャルワーカーの配置の増員について検討します。	子育て支援課 学校教育課
3	新規 子どもの学習・生活支援事業の実施	貧困状態にある子どもの支援をその世帯全体の課題として捉え、学習・生活支援、親と子への養育支援を行います。また、市内にある社会資源を活用、創出することにより、子どもの居場所をつくり、子どもの自立に向けて取り組みます。	社会福祉課 子ども家庭相談室 (子育て支援課)



基本目標 2 ゆとりの中で安心して子育てのできるまち

重点施策 2

子どもの虐待防止と心身の安心・安全の保障

近年、児童虐待の予防・対策が全国的にも課題となっています。アンケート調査では、就学前児童および小学生の保護者ともに「しつけのために手を上げる」、「罰として、家の外に出す」を児童虐待だと感じる方は半数程度に留まっており、しつけの際の体罰は禁止であることなど、子どもに対する暴力や虐待の認識を高めることが求められます（図 3-8）。

また近年、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっています。アンケート調査では、小学生の保護者で「子どもの安全の確保（事故・犯罪等）」が上位3位となっています（図 3-13）。登下校の安全については、地域の子どもの安全は地域で守るという観点から、スクールガード等による見守り支援等様々な取組が進められていますが、担い手不足が課題となっています。

登下校をはじめ、地域において、子どもが安心して伸び伸びと活動できることを目指して、学校、市、警察等の機関と保護者や地域住民等の関係者が連携することが不可欠となっています。

重点施策の方向性

日頃から子どもたちと接している教育・保育関係者のみならず、行政や地域が一体となって虐待についての正しい知識の普及に努め、情報の共有やスムーズな対応による虐待の未然防止と早期発見に努め、支援体制を推進します。

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校において、発達段階に応じた防犯・交通安全教育を実施し、事故や犯罪の被害に巻き込まれない力を育成します。また、登下校時等の事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を推進します。

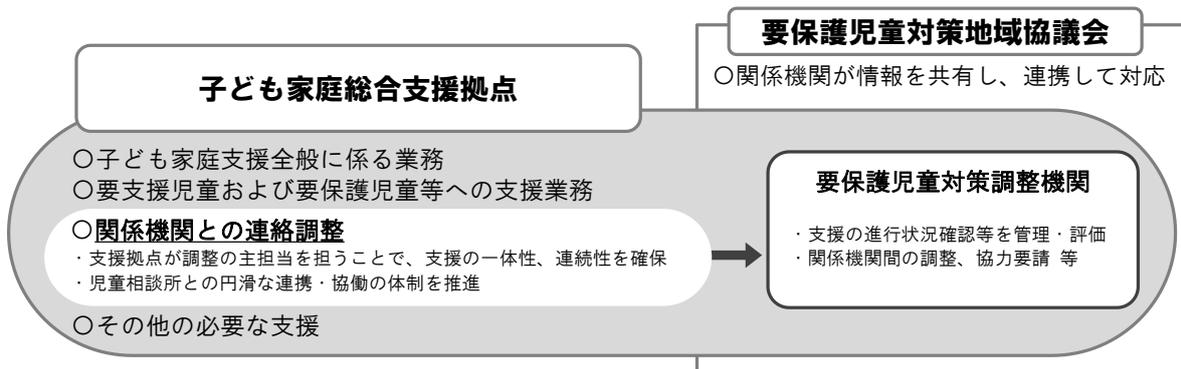


基本施策 2 - 1 児童虐待防止の推進

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	米原市子ども家庭相談室と各種相談窓口の連携	<p>子ども家庭相談室と若者自立ルーム「あおぞら」の連携を強化し、年齢階層で途切れることなく、子ども・若者の自立に向けた支援を推進します。</p> <p>*関連相談窓口：子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、こころの教育相談、健康づくり課、発達支援センター、学校教育課、少年センター、若者自立ルーム「あおぞら」、母子父子自立支援員、児童発達支援センター「てらす」等</p>	子ども家庭相談室 (子育て支援課)
2	児童虐待防止の啓発	<p>児童虐待についての知識の普及と早期通報への協力を呼び掛け、民生委員児童委員をはじめとした団体との連携により、組織的な取組の充実を図ります。</p> <p>関係機関・団体への協力要請、児童虐待防止推進月間の取組、オレンジリボンキャンペーン、県のキャラバン隊の受入れ、広報紙等による啓発、CAP（キャップ・子どもへの暴力防止）プログラムを実施します。</p>	子ども家庭相談室 (子育て支援課)
3	児童虐待の緊急対応	<p>児童虐待の緊急対応については、子どもの命を守る視点で、一時保護や強制介入などの緊急対応を行えるよう、警察や児童相談所との連携をより一層強化します。</p>	子ども家庭相談室 (子育て支援課)
4	要保護児童対策地域協議会の充実	<p>児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置しています。</p> <p>保護者の養育を支援することが必要である児童（要支援児童）もしくは保護者に監護させることが不相当である児童（要保護児童）およびその保護者、または出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等への支援を総合的に行うため、関係機関との連携を充実させて児童虐待の未然防止と早期対策の確立に努めます。</p>	子ども家庭相談室 (子育て支援課)
5	<p>新規 重点事業</p> <p>子ども家庭総合支援拠点の設置</p>	<p>子ども家庭総合支援拠点を設置し、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、全ての子どもとその家庭および妊産婦等を対象として、必要な支援に係る業務全般を行います。また、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます。</p>	子ども家庭相談室 (子育て支援課)
6	DVの防止と家族への支援	<p>DVが確認された家庭に子どもがいる場合、「心理的虐待」があったと認め、児童虐待防止の観点から安全確認および家庭支援の取組を実施しています。母子父子自立支援員や家庭相談員が連携し、子どもに与える影響を最小限にとどめるとともに、被害に遭遇した保護者や子どもたちのメンタルケア等必要な支援を行います。</p>	子ども家庭相談室 (子育て支援課)

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
7	養育支援訪問事業の実施	若年の妊娠、望まない妊娠や妊婦健診未受診、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、家庭相談員・保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導や助言等を実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。	子ども家庭相談室 (子育て支援課)

■ (図 4-1) 子ども家庭総合支援拠点と要保護児童対策地域協議会の関係



基本施策 2 - 2 地域と連携した防犯・交通安全対策

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	防犯対策に関する情報提供と防犯灯の整備	犯罪や防犯対策について、防災情報伝達システムにより情報提供を行うとともに、学校安全安心メールを活用した、学校、保護者、地域のスクールガードへの情報の発信と共有を図ります。 また、防犯灯等の整備および各自治会への防犯灯設置の補助を実施します。	防災危機管理課 学校教育課
2	防犯パトロールの実施	青色回転灯パトロール車による啓発活動を実施します。 また、防犯パトロール隊による見守りや地域における子どもたちの遊び場、通学路、ため池等の危険箇所の点検を随時実施します。	防災危機管理課 各市民自治センター 少年センター (子育て支援課)
3	重点事業 学校安全管理体制の充実	より多くの目で子どもたちを見守っていくために、学校、保護者、地域ぐるみでの体制整備を進めます。また、新たなスクールガードリーダーとなる人材の確保に努めます。 スクールガードリーダーによる不審者対応巡回指導・スクールガード養成講習会を実施します。	学校教育課

基本施策 2 - 3 子どもに対する防犯・交通安全対策

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	交通安全教室・指導の実施	<p>保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の幼児・児童・生徒に対し、交通ルール順守や通学時のマナーの改善だけでなく、危険な状況に対してどのように対処するかなどを身に付けるための交通安全教室を実施します。</p>	<p>保育幼稚園課 学校教育課</p>
		<p>毎月1日・15日に、通学する児童生徒に対して交通安全協会と交通指導員による交通安全指導を実施します。</p>	<p>防災危機管理課</p>
2	通学路の点検と登下校時等の見守り活動の実施	<p>通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検等、地域や関係機関と連携した通学路の安全確保に取り組みます。</p> <p>学校と連携してスクールガードシステムの在り方について検討し、登下校の見守り活動を強化します。また、小学校の登下校時刻になるべく外の用事を行いながら子どもたちを見守る8・3運動や園外活動について、地域への呼び掛けを積極的に行います。</p>	<p>保育幼稚園課 建設課 教育総務課 学校教育課</p>
3	新規 ゾーン30の設定とキッズゾーンの設置	<p>生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、通学路グリーンベルト、ゾーン30の設定による速度規制とその他の安全対策を公安委員会などへ要望していきます。また、国、県の動向を踏まえ、保育所、幼稚園、認定こども園の保育施設の散歩コースへのキッズゾーンの設置について、計画的に取り組みます。</p>	<p>防災危機管理課 建設課</p>
4	通学路や歩道の安全対策および除雪対策	<p>歩道の整備・維持管理等、安全な通学路の整備に努めます。</p> <p>冬期雪寒時の通勤・通学等生活基盤である主要幹線道路の交通を確保するため、降積雪状況や道路交通状況等を速やかに把握し、迅速かつ適切な除雪活動を実施します。併せて歩行者の安全を確保するために歩道の除雪も実施します。</p>	<p>建設課</p>



基本目標3 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち

重点施策3

妊娠期からの切れ目のない支援の充実

妊娠・出産期は、子育てにおける不安が多い時期となります。アンケート調査を見ると、本市においても、子どもの世話を手助けしてもらえる親族や知人が「誰もいない」という人がわずかに見られ、こうした身近な親族からの支援が得られない、相談相手がいない等の理由から孤立してしまう妊産婦に寄り添い、支援につなげていく仕組みが必要です。

また本市では、子育て世代包括支援センターに配置された専門員が情報提供や相談支援等を行い、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援に取り組んでいます。認知度の低さが課題となっています。子育て世代包括支援センターの子育て世代への周知と相談支援に取り組む各機関との連携を強化することで、その専門性を生かした支援を行うことが求められます。

さらに、障がいのある子どもが発達段階に応じた適切な療育を受けることができることや、外国籍の子ども等や家庭が等しく教育・保育を受けることができることなど、障がいの有無や家庭環境に左右されない切れ目のない支援が求められています。

重点施策の方向性

親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

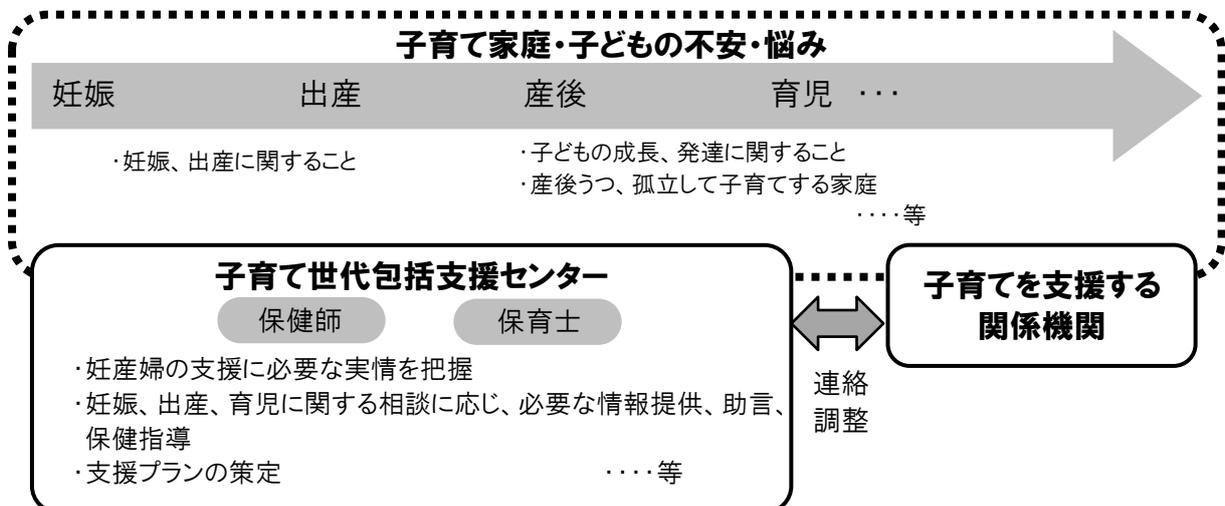
相談支援については、子育て世代包括支援センターの周知を図るほか、子育て世代包括支援センター連絡会議等の機会を通して各種相談支援機関が妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握することで、必要な支援の提供に努めます。



基本施策 3 - 1 子育ての仲間づくりと相談支援の充実

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	相談体制の充実	人権擁護委員、行政相談委員、民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が共同で、公共施設等を会場に市民の心配ごと総合相談を開設しています。ここでは民生委員児童委員が主となり、子育て支援等の一般的な相談を行います。	くらし支援課
		健康診査後のフォロー等子育ての相談として育児相談、発達相談を実施する「すくすくホットライン」を引き続き設置します。	健康づくり課
2	新規 重点事業 子育て世代包括支援センターの運営	子育て世代包括支援センターにおいて、保健師、保育士等の専門職を確保し、相談体制の充実を図ります。また、関係機関との連携強化を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。 さらに、関係課で連携会議を開催し、支援の必要な家庭の情報共有、支援プランの作成を行います。	健康づくり課 子ども家庭相談室 (子育て支援課)
3	子育てサロンの充実	未就園児を持つ親の仲間づくり、情報交換の場となる子育てサロンの増加を目指して、開設を希望する団体と情報交換を行い、支援の在り方について検討します。 ・社協子育てサロン（東部デイサービスセンターはびろ内、寄ろ家うかの、行こ家のとせ）の運営	子育て支援課
4	子育てサークルの育成	母子保健事業や地域子育て支援センターの利用等をきっかけにして、保護者自身が自主的に運営する子育てサークルづくり「こもち〜ズ広場」の開催や、そのサークル活動が持続的なものとなるようサークル同士の交流に取り組む社会福祉協議会と連携し、子育て家庭の孤立解消に取り組みます。 ・子育てサークルづくり「こもち〜ズ広場」（社協） ・各子育てサークル活動への支援（社協）	子育て支援課

■（図 4-2）子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

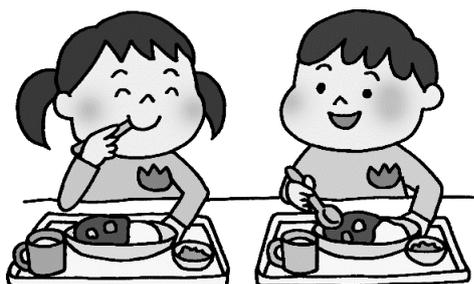
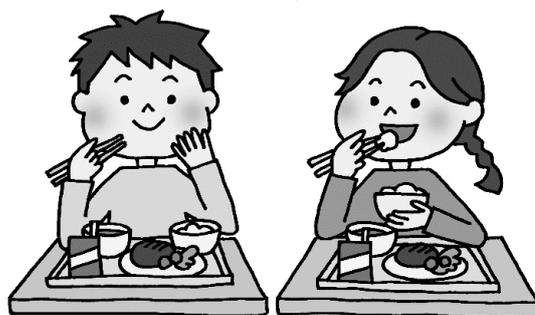


基本施策 3 - 2 母子保健等の推進

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	不妊治療費等の助成	不妊治療で、1回の治療費が高額となる治療や不育症の検査および治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療等に要する費用の一部を助成します。	健康づくり課
2	妊婦と子どもの支援冊子の配付と活用促進	子どもの健やかな成長と発達を支援するため、妊娠期の健康管理や育児に関する情報を掲載した冊子を母子健康手帳と一緒に配付し、活用を促進します。	健康づくり課
3	妊婦支援の実施	母子健康手帳や妊婦と子どもの支援冊子を活用し、血圧測定、1日の食事量の計算をしながら、生活習慣病予防から見た妊娠中の体と過ごし方について説明します。また、必要に応じて訪問や面接を行い、個別に支援を実施します。 また、妊産婦医療費の負担軽減について検討を進めます。	健康づくり課
4	妊婦一般健康診査費用助成事業	安全・安心な出産のため、妊婦一般健康診査費用について限度を設けて助成するとともに、積極的に受診勧奨を行います。	健康づくり課
5	訪問指導の充実	子どもが産まれた全ての家庭を対象に、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問を実施します。 また、妊娠期から乳幼児期にかけて、必要に応じた訪問指導を行い、支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなぎます。	健康づくり課
6	乳幼児健康診査の充実	4か月、10か月、1歳8か月、2歳半、3歳半の時期に、異常の早期発見、個々に応じた発育や発達の支援を目的とした乳幼児健診を実施します。	健康づくり課
7	育児相談の実施	育児相談を実施し、個々に応じた保健指導、栄養指導を行います。	健康づくり課
8	救急医療体制の充実	「長浜米原休日急患診療所」の利用促進周知と小児救急医療体制の確保を図ります。	健康づくり課
9	救命措置対策	突然の心停止等に備え、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等をはじめ、公共施設にAED（自動体外式除細動器）を設置し、適正な維持管理を行います。	各所管課
10	予防接種の実施	B型肝炎、BCG、2種混合、4種混合、Hib、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎等の予防接種を実施します。	健康づくり課
11	福祉医療費の助成	0歳から中学生までの通院・入院医療費の無料化を継続し、子育て経費の負担軽減に努めます。	保険課

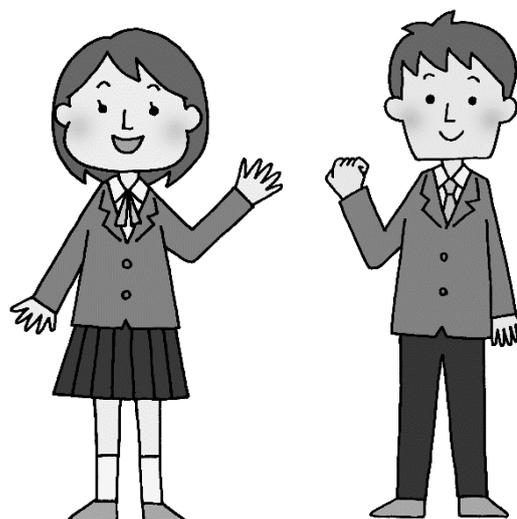
基本施策 3 - 3 乳幼児期からの食育の推進

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	食に関する学習 機会の提供	母子健康手帳交付時や乳幼児健診、育児相談において、栄養に関する情報提供、相談を行います。乳幼児健診未受診者への栄養指導の拡充と、小学校への健康教育の充実を図ります。	健康づくり課
2	離乳食指導の実施	4か月児健診、7か月児もぐもぐ教室、10か月児健診において、それぞれの成長段階に応じた離乳食について管理栄養士による小グループ指導を行います。また、育児相談にて随時個別栄養相談を実施します。	健康づくり課
3	健康推進員による食育	健康推進員と連携して、地域での食育推進事業を実施します。	健康づくり課
4	食育推進計画の推進	食育推進計画である「米原市いきいき食のまちづくり計画」に基づき、健康づくり・食育推進協議会で計画の進捗管理を行います。	健康づくり課
5	魅力ある学校給食の実現	「米原市学校給食運営基本計画」に基づき、幼稚園から中学校までの子どもたちに安全安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供し、健やかな成長と生涯にわたって健康に過ごせる子どもの育成を目指します。 安全安心な食材の確保、地場産物の使用を推進します。	学校給食課



基本施策 3 - 4 思春期の不安への対応と健やかな育ちへの支援

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	健康教育の充実	<p>食生活や生活リズムの乱れ、運動不足等により、肥満等の子どもの生活習慣病の増加が懸念されています。子どもの頃から健康に対する意識を高めるため、学校における家庭・保健体育の教科を中心に健康教育を実施します。</p> <p>薬物・タバコ・アルコールの害等について正しい知識の普及を図るため、小・中学生を対象に薬物乱用防止教室を開催します。</p> <p>性教育については、系統的な指導ができるよう計画的に実施するとともに、指導力の向上に努めます。</p>	学校教育課
2	思春期相談の充実	<p>思春期の心身の健康や性の悩みについて適切に対応するため、臨床心理士、スクールカウンセラー、特別支援サポートセンター、医療機関等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。</p> <p>臨床心理士による「こころの教育相談」の充実を図っていきます。また、教職員の教育相談能力を高める研修の充実を図ります。</p>	学校教育課
3	いじめ防止対策	<p>「いじめ問題対策連絡協議会」の開催を通して、いじめ防止に対する取組や啓発を進めます。また「米原ストップいじめプロジェクト」を展開し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。</p>	人権政策課 学校教育課
4	スクールカウンセラーの配置	<p>不登校等児童生徒やいじめ等の問題行動の対応には、学校におけるカウンセリング機能の充実が重要であり、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、生徒の心の問題の解決に当たります。</p>	学校教育課



No.	事業名	事業内容・方針	担当課
5	不登校・ひきこもり青少年への対応	<p>若者自立ルーム「あおぞら」では、ひきこもりやニート等の若者やその家族の相談を受け、生活や仕事の自立支援を行います。</p> <p>相談体制の確保により訪問相談支援の充実を図ります。</p>	子ども家庭相談室 (子育て支援課)
		<p>子どもの心の問題は、学校、家庭、特別支援サポートセンター、子ども家庭相談室、少年センター等地域の関係機関が協力して取り組みます。</p> <p>学校では課題に対処するため、学校全体で支援する体制を築くとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、臨床心理士等による相談体制の充実に努めます。</p> <p>不登校児童を対象とした教育支援センター(みのり)を継続して開室し、学校への復帰や進学、さらに就職へと結び付けていきます。また、子どもケアサポーターによる別室登校児童生徒の指導・支援を行います。</p>	学校教育課



基本施策 3 - 5 障がいのある子どもや外国籍の子ども・家庭等への支援

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	医療的ケア児、 重度障がい児への 支援の充実	児童発達支援センターを中心に、児童発達支援事業の充実を図ります。また、医療的ケア児や重度障がい児が利用できる放課後デイサービス・ショートステイ事業所等の早期整備に向けた検討を進めます。	社会福祉課
2	新規 ペアレントトレーニングの実施	障がい児の親等に対して障がいについて理解を促すとともに、子育ての悩みや不安を解消するため、児童発達支援センター等において、ペアレントトレーニングを実施します。また、ペアレントトレーニングは生涯にわたって必要な支援であるとの認識に立ち、ペアレントメンターと併せて継続した家族支援を実施します。	社会福祉課 発達支援センター (健康づくり課)
3	重点事業 発達支援ネットワークの充実	年齢や発達段階、特性等に応じた支援の場が確保され、継続的な支援が行われるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校や関係機関との連携を図ります。	発達支援センター (健康づくり課)
4	障がいのある子どもを持つ親への支援	特別支援保育コーディネーターが中心となって障がいのある子どもへの支援方法を検討し、園と保護者が一体となって子どもの成長を見届けます。	発達支援センター (健康づくり課) 保育幼稚園課
5	インクルーシブ教育に向けた取組の推進	障がいのある児童生徒とない児童生徒がともに教育を受けることを原則とするインクルーシブ教育の実現に向け、学校全体の障がい者に対する理解の促進、支援方法の研修等に努めるとともに、教材の工夫や施設のバリアフリー化等基礎的な環境整備を図ります。 また、重度障がい児の通学が見込まれる学校にあっては、障がいの度合いにかかわらずともに教育を受けることができるような支援体制を検討します。	社会福祉課 教育総務課 教育センター (学校教育課)
6	在住外国人の保育の利用への支援	在住外国人の子育てに対しても、適切に支援ができるよう、子育て情報の提供、相談体制の充実に努めます。	保育幼稚園課
7	外国語版妊婦と子どもの支援冊子の発行	外国語版妊婦と子どもの支援冊子（ポルトガル語、中国語）を作成し、外国人が就労している事業所を通じて啓発、活用を目指します。	健康づくり課
8	多文化共生教育の推進	多様な文化や価値を認め尊重し、大人から子どもまで全ての人が、異なる文化や価値観について理解を深めていけるよう、多文化共生についての教育機会を積極的に提供します。 日本語指導が必要な外国籍保護者のために、日本語指導教室の開設や日本語指導者の充実を図るなど支援強化に努めます。	人権政策課

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
9	ひとり親家庭への支援	<p>ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を継続します。また、養育費の取決めや不履行時等において助言を行うとともに、手続に係る経済的な負担の軽減について検討します。</p> <p>自立に向けた就労支援のため、ハローワーク、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターと連携して、就業までのサポートを行います。</p> <p>各種制度の周知や関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。</p> <p>*主な事業：児童扶養手当、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、放課後児童クラブ保護者負担金・保育料の減額または免除、福祉医療制度、母子父子自立支援員による相談業務</p>	子ども家庭相談室 (子育て支援課)
10	新規 聞こえない子ども等への支援	<p>聞こえない、または聞こえにくい子どもの発達を保障するため、手話を獲得および習得できる環境を整備するとともに、親子間などのコミュニケーションが十分に図れるよう、保護者および家族が手話を学ぶ環境を整えます。</p>	社会福祉課



基本目標 4 子どもが心豊かにのびのびと育つまち

重点施策 4

幼児教育の質の向上と幼小連携

平成 29 年 3 月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」および「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が位置付けられました。これらに基づき、各園の方針や特色を大切にしながら、就学前の子どもの豊かな育ちを支援していくことが求められています。

アンケート調査では、子育てについての悩みについて、小学生の保護者で「勉強や進学に関すること」が最も高く、次いで「子どもの性格や行動のこと」が高くなっており、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保する、幼小連携の強化が求められています（図 3-9）。

重点施策の方向性

保育所、幼稚園、認定こども園における職員の質の向上と発達段階に応じた教育・保育を展開するとともに、小学校との円滑な接続を支援します。目標や意欲、興味・関心を持ち、粘り強く、仲間と協調して取り組む力を育成する幼児教育を実践し、子どもたちの生涯にわたる学びと成長を支えます。



基本施策 4 - 1 生きる力を育む教育の推進

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	こころの教育の充実	今日の他者への無関心、社会や集団との関わりの弱まり、規範意識や人権感覚の希薄化等の問題は、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしています。正義感、責任感や思いやりの心、規範意識、自然や他者との好ましい関わり等、豊かな心の育成を目指す取組について特別な教科道徳の時間を中心に進めていきます。	学校教育課
2	基礎学力の確実な定着	基礎的・基本的な知識や技能の習得を目指すために、少人数指導等指導法の改善や工夫により学習意欲を高め、基礎学力の確実な定着を図ります。 また、抽象的・論理的な学習内容が入ってくる小学校3年生を対象に放課後補充教室「学びっ子」を開設し、学力の定着を図り、学力の二極化を解消します。	学校教育課
3	体験的な学習の推進	豊かな人間性や生きる力を育むため、自然体験、職場体験、ボランティア活動等、地域の人々や自然、文化等と関わる体験活動について支援します。行事や教科学習、総合的な学習の時間との関連を図りながら取り組みます。	学校教育課
4	まいばらっ子に生きる力を育む事業	「伊吹山」「絵画」「本」を題材として、「まいばらっ子に生きる力を」をテーマに保護者も参加しながら郷土愛を育み、体力向上、読書活動等を通じて生きる力を身に付けます。	学校教育課
5	特別支援教育の充実	障がいのある児童やその保護者等に対する日常の教育相談・就学相談活動の充実に努めるとともに、障がいについての正しい理解と認識を持つための教育活動や研修会を実施していきます。 障がいのある児童の体験学習、校外学習等を促進し、豊かな人間性を育み、集団に参加する能力、社会生活に必要な知識や技能の習得を図ります。 専門的な研修の充実、養護学校や福祉施設が蓄積した教育上の経験やノウハウを生かすこと等により、地域の小・中学校教員の指導力を高めていきます。 LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な支援を行う「特別支援教育」（全種障害対応）の充実に努めます。	学校教育課
6	学校におけるスポーツ環境の整備と体力づくりの充実	子どもの運動不足、基礎体力の低下が危惧されることから、体力の向上に向けた取組を推進するとともに、クラブ活動等学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。	学校教育課

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
7	社会生活の ルールづくり	<p>幼児期や小学校低学年において、子どもの健全な心を育成し、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けられるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、家庭が連携して指導の充実を図ります。</p> <p>あいさつ運動等、地域に根ざした活動に積極的な参加を市民に促し、社会のマナーを身に付けられる機会として継続して実施します。</p> <p>人と触れ合う機会や活動する場を提供し、子どもが人との関わりの中で身に付けていくべき、協調性や思いやり等といった社会性を培います。</p>	保育幼稚園課 子育て支援課 学校教育課



基本施策 4 - 2 保育所、幼稚園、認定こども園、学校教育環境の充実

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	保育所、幼稚園、認定こども園等の整備	保育所、幼稚園、認定こども園については、保育ニーズの変化を踏まえ、利用定員の見直しを行うとともに、私立保育所の幼保連携型認定こども園への移行や民間事業者が行う新たな施設整備を支援します。	保育幼稚園課
2	保育所、幼稚園、認定こども園と学校の施設・環境の整備	安全安心な学校（園）生活が送れるよう、老朽施設の改修および不良箇所の補修や修繕等を計画的に実施していきます。 学校施設等の長寿命化計画に基づき、改修整備を進めます。	保育幼稚園課 教育総務課
3	保育所、幼稚園、認定こども園における保育の質向上	0歳児から5歳児までの育ちをつなぎ、小学校生活以降の心身の自立へとつなぐことができるよう、職員の保育力の向上を目指します。 子どもの24時間の生活を意識しながら子どもへの理解を深め、保育に生かすことができるように、専門的な指導の実施および実践的な研究や研修を行います。 積極的な保育カンファレンスや職員間の綿密な連携を通して精度の高いチーム保育を目指します。	保育幼稚園課
4	新規重点事業 就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児期の「学びの芽生え」を児童期の「学びの基礎」につなげるため、就学前教育カリキュラムや接続期カリキュラムの作成に取り組み、小学校教育への円滑な接続が図れるよう努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
5	特別支援保育の充実	一人一人の保育ニーズを把握し、個々の特性に応じた保育や特別な配慮を行うなど適切な環境を整え、乳幼児の発達支援を行います。	保育幼稚園課
6	異年齢交流や多世代交流の推進	保育所や幼稚園、認定こども園において、異なる年齢層との遊びや小学生、中学生との活動交流、また地域の高齢者との交流を通して体験学習を重ねる異年齢交流事業を実施します。また、中学生や高校生による保育体験を行い、子育ての楽しさを体験する機会を提供します。	保育幼稚園課 学校教育課
7	幼稚園・学校と地域の連携	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全校に導入し、学校・家庭・地域の連携と協働を大事にした学校運営を推進します。	学校教育課
8	保育所・認定こども園の外部評価	学識経験者、保護者、地域等から選出された委員で構成する認定こども園運営委員会において、運営等に関する外部評価を受け、改善を図ります。	保育幼稚園課

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
9	通学・通園への支援	<p>山東幼稚園、いぶき認定こども園、おうみ認定こども園、かなん認定こども園の園児を対象に通園時の安全性を確保するため、スクールバスの円滑な運行管理を行います。</p> <p>通学・通園が困難な地域の児童生徒に均等な学習機会を確保するため、スクールバスの運行を行います。</p> <p>小学校の通学に路線バスまたはデマンド方式の乗合タクシーを利用する児童に助成を行います。</p>	保育幼稚園課 教育総務課
10	放課後児童クラブの実施と整備	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童（1年生～6年生）を対象に、市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、家庭に代わる生活の場として、安全安心でゆとりのある放課後の居場所を提供します。</p> <p>待機児童を出さないよう、支援員の確保や施設の整備に努めます。</p>	子育て支援課
11	放課後児童クラブにおける子どもの健全育成	<p>基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」として、子どもの自主性と社会性を育む運営に努めるとともに、放課後児童支援員の資質の向上と環境整備を図ります。</p>	子育て支援課



基本施策 4 - 3 地域・家庭教育環境の充実

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	青少年健全育成	<p>青少年育成市民会議と連携しながら、各種事業（あいさつ運動、補導巡回パトロール、青少年育成大会、各支部の体験活動事業等）を展開します。</p> <p>少年センターの各種事業（非行防止、有害環境浄化、補導活動、無職少年対策、少年補導委員活動等）を実施します。</p> <p>子どもの安全確保に伴う関係者会議の開催や安全確保対策（「子ども110番のおうち」、「子ども110番のくるま」、スクールガードの取組等）に取り組み、各種機関、団体と連携を強化します。</p>	子育て支援課 子ども家庭相談室 (少年センター)
2	重点事業 家庭の教育力向上のための学習 機会の充実	<p>子育て中の親が身近な社会教育施設等の家庭教育講座や子育てグループ活動に参加できるよう、環境を整備します。講演会や広報、リーフレットを活用し、幼少期の基本的な生活習慣の形成の重要性、多様な体験活動が子どもの豊かな育ちに与える影響等について周知します。</p>	子育て支援課 生涯学習課
3	地域の教育力を 高める伝統行事 等の支援	<p>地域が主体的に行っている地域活動や伝統行事等を継続し、活性化していくための支援を行い、地域の教育力を高めていきます。</p>	各市民自治 センター
4	学校と地域団体 の連携	<p>地域に根ざした学校として、コミュニティ・スクール等、地域をあげての「学校応援隊」機能を強化します。</p>	学校教育課



基本施策 4 - 4 豊かな心と感性の醸成

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	国際理解教育の推進	小学校外国語活動等において、ALT（外国語指導助手）やMGT（米原市国際理解教育協力員）を配置し、簡単な会話に慣れ親しんだり、外国文化に触れたりしながら国際理解を深める教育を推進します。	学校教育課
2	子どもの人権について意識の啓発や学習機会の提供	<p>広報紙、講演会、人権教室等の様々な啓発の機会を通して、子どもの人権について意識の啓発や学習機会の提供に努めます。</p> <p>小・中学生から人権作品（作文、ポスター、標語）を募集し、子どもたちが人権について考えるきっかけづくりとします。</p> <p>人権擁護委員による「人権教室」（小学生対象）および「スマホ・ケータイ人権教室」（中学生対象）を開催し、人権感覚の醸成と人権の大切さについて学習を行います。</p>	人権政策課
3	人権教育・保育の実施	身近な大人との信頼関係を基盤とした、就学前の保育の重要性を踏まえ、自尊感情の育成と健やかな子どもの育成に努めます。	保育幼稚園課
4	学校教育における人権学習の実施	<p>学校教育において、人権尊重の実践的な態度を育成する教育の充実に努めます。</p> <p>職員研修やPTA研修を充実させ、体罰やセクハラ・虐待、インターネット・携帯電話による人権侵害が発生しないよう、子どもの人権や権利について学習を深めます。</p>	学校教育課
5	児童・生徒向け環境教育	<p>まちづくり出前講座等を通じて、環境にやさしい暮らし方や身近な地域の自然、世界の環境問題を知ることで環境を守り育てる心と行動力を育みます。</p> <p>また、地域の環境リーダーを育成し、地域の人材を活用した環境学習の充実に努めます。</p>	環境保全課 生涯学習課
		<p>自然の中で遊び、学び、体験することで地域の自然を愛し守る人を育てていくため、豊かな自然環境を生かした各学校独自の多彩な環境学習を実施します。</p> <p>やまのこ森林学習やうみのこフローティングスクール、びわ湖の日の取組を実施します。</p>	学校教育課
6	ブックスタート	絵本を介して温かいひとときが持たれることを願い、10か月健診に訪れた乳児と保護者に、絵本や子育てに関する資料が入った「ブックスタート・パック」を贈り、絵本との出会いを提供する活動を行います。	図書館

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
7	児童図書の整備	多感で知識欲に富む子どもたちに、読書は想像力という一生の宝物を与えてくれます。図書館は、各年齢の発達段階に合わせて、幅広く変化に富んだ優れた児童図書を収集し、子どもたちに提供していきます。	図書館
8	新規 家族みんなで読書の推進	子どもの生きる力を育むために、「まいばら読書の日」を定めるなど、家庭、地域、学校・園、図書館等が連携し、家庭での読書と本を読む習慣づくりを推進します。	図書館
9	文化芸術活動の提供	子どもたちが情操を高め、心豊かに育つようコンサートをはじめ、様々な高い水準の音楽や文化芸術活動に接する機会を継続して提供していきます。 児童生徒が伝統的な行事の継承や文化的活動に関わりを持つことにより、地域を誇りに思える風土づくりを促進します。	生涯学習課 歴史文化財 保護課



基本目標5 子どもがたくましく夢を温め育めるまち

重点施策5

子どもの地域の居場所づくりの推進

アンケート調査では、子どもの外遊び、公園等の整備・充実へのニーズは高くなっている一方で、幼稚園、保育所、認定こども園の園庭開放の認知度が低かったり、冒険遊び場等の事業の参加者数の減少等が見られ、保護者のニーズと提供体制にギャップが見られます（図 3-11、図 3-12、図 3-13）。

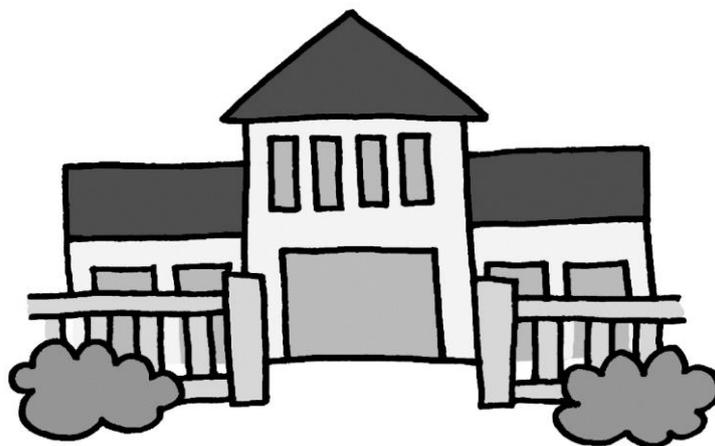
本市では、子育てサークル等の自主的な集まりのほか、子どもの自然体験の機会等を支える様々な団体が活動しており、子どもの自主性を高める機会、親子の密なコミュニケーションの機会となっています。こうした体験活動の場や子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体が継続して活動を展開できるよう、活動を評価したり、活動上の悩みや課題に寄り添う支援について検討することが求められます。

行政と各種団体が連携して、魅力ある体験プログラムの充実や新たな居場所づくりを推進するほか、幼児期の様々な経験が豊かな人間性を備えた子どもの育成につながることを子育て家庭へ発信し、活力ある地域の居場所づくりを進めていくことが求められています。

重点施策の方向性

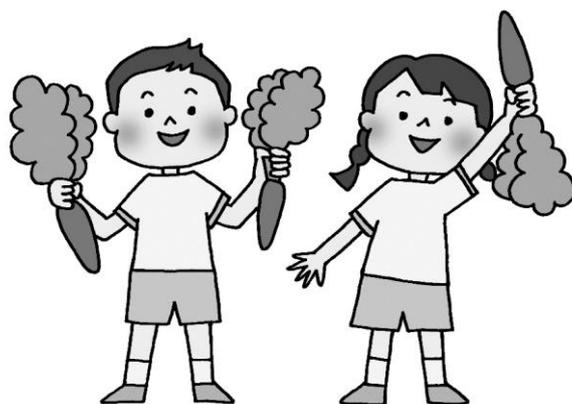
体験を通じた親子のコミュニケーションの促進と子どもの主体性や協調性、挑戦する意欲を育てる豊かな環境づくりを進めるため、魅力ある体験プログラムや地域の居場所を充実します。

また、各活動を通して、豊かな経験・体験の機会が子どもの育ちにとっても重要であることを子育て家庭へ周知します。



基本施策 5 - 1 自然を生かした子育て環境の充実

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	重点事業 子どもが身近に利用できる遊び場等の整備	「米原市緑の基本計画」に基づき、市民が憩える緑地環境の保全と整備を推進します。 望ましい公園環境やあるべき公園施設等について市民会議を通して意見を伺いながら、公園構想の議論を進めます。	都市計画課 建設課
		子どもたちが自然や人と触れ合いながら、成長できる環境づくりとして、天狗の丘や市内の各公園の維持管理を行い、子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場を提供します。	保育幼稚園課 都市計画課
2	里山の保全と活用	自治会との協定に基づき荒廃した里山を整備する里山防災・緩衝帯整備事業を行っています。子どもが身近で豊かな自然と触れ合うことができるよう、整備後の活用を検討します。	林務課
3	新規 子どもが集まる地域の公園づくり	自治会に対して、子どもが安心して集まり、地域と交流できる公園の整備や修繕を支援します。	地域協働課 都市計画課
4	自然に親しむ遊び場づくりの推進	子ども自らが主体的に、自然の中で遊び、学び、体験する環境を整え、自主性と生きる力を養う取組を市内で継続し、拡大します。	子育て支援課
5	自然と共生するまちづくり・自然環境の保全	豊かな自然環境を未来の世代へ受け継いでいくため、自然との共生や環境保全の意識向上のきっかけづくりとして、身近な地域の自然を知るまいばら自然観察会を継続的に実施していきます。	環境保全課
6	水に親しむ事業の推進	豊かな自然を生かし、カヌー等を活用した水に親しむ事業を推進します。	生涯学習課



基本施策 5 - 2 親子活動機会の充実

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	おはなし会	<p>幼児から小学校低学年を対象に、おはなしサークルの協力を得ながら毎月定期的に図書館でのおはなし会を実施します。</p> <p>また、図書館では、子ども読書の日やクリスマスに合わせ、スペシャルおはなし会を開催し、親子での図書館利用促進に努めます。</p>	図書館
2	子ども対象のイベントの拡充	<p>子どもの活動機会を提供できるよう必要な支援を行います。</p> <p>まなびサポーター等講師の充実を図ります。</p>	生涯学習課
		<p>公民館事業、青少年育成市民会議の事業、子ども会育成連合会の事業や各自治会活動等を通じて、子ども対象のイベントを展開していきます。</p>	子育て支援課
3	児童・生徒向け文化的催し物	<p>リレーピアノ発表会の出場資格を小学生以上とし、文化活動への参加を促すとともに、児童・生徒の文化的活動の充実を図ります。</p>	生涯学習課
4	保育所、幼稚園、認定こども園等の園庭開放	<p>未就園児とその保護者に園庭を開放し、安心して遊ぶことのできる場を提供するとともに、子育ての悩みや相談を気軽にできる環境をつくります。</p> <p>低年齢児親子が安心して遊べる場を提供し、保護者が安心できる居場所となるよう、工夫して子育て支援に努めます。</p>	保育幼稚園課



基本施策 5 - 3 地域活動および世代間交流事業の推進

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点事業</div> 子どもの居場所・子育て支援の拠点づくり	地域が主体的に行う子ども食堂等の子どもの居場所づくりや、子育て支援活動を継続し活性化していくための支援を行い、地域の教育力を高めていきます。	子育て支援課
2	青少年育成団体への支援	子ども会育成連合会やPTA連絡協議会、青少年育成市民会議と連携しながら、子どもの体験活動、家庭教育力の向上、地域のふれあい活動事業などを展開するとともに、各団体の各支部活動事業や単位子ども会・PTAの活動事業などを推進します。 また、子ども会ジュニアリーダー育成事業により、ジュニアリーダーが継続して活動できる場を創出し、次世代を担う人材の育成に努めます。	子育て支援課
3	福祉のまちづくりの推進	子どもから高齢者まで、日頃から支援を必要とする人を見守り、支えるために、住民が主体となって身近な地域の居場所づくりを促進する「地域お茶の間創造事業」をはじめ、地域における居場所づくりの更なる拡大を図ります。 地域におけるまちづくり委員会の立ち上げに向けた人的支援や財政的支援等を通じて、地域や市民のつながりづくりや活動を支援します。	くらし支援課
4	地域間交流の促進	市内外の住民が触れ合い交流できる事業を促進するとともに、在住外国人が地域住民と触れ合い、交流を図り、相互理解を促す機会づくりに努めます。 地域間交流事業は、人権総合センターにおいて特色ある事業を展開します。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権総合センター：「天の川ふれあい川まつり」、「天の川ふれあいフェスタ」 ・多文化共生協会：ルッチ de ダンス！カーニバルルッチ 	人権政策課
		スポーツ少年団や文化クラブ等を通じて、交流試合や成果発表会等の機会により、市内外の地域間交流を展開し、草の根の交流を目指します。	生涯学習課
5	田んぼの学校推進事業の実施	田植えから稲刈り、収穫までの一連の農作業をし、さらに、収穫した米を調理して食すまでを子どもたちで体験します。食べ物の大切さや農業への親近感を高めることを目的とした体験型の総合学習事業を進めます。	農政課
6	緑の少年団の育成	次世代を担う子どもたちを対象にして行う森林学習活動、地域での奉仕活動、野外レクリエーション活動に対して助成を行います。	林務課

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
7	合宿体験型事業	公民館事業、子ども会育成連合会事業、自治会単位等において通学合宿事業や民泊体験事業、キャンプ事業が実施されており、これらの子どもの体験事業を推進します。	子育て支援課 生涯学習課
8	公民館活動の充実	それぞれの施設の特徴と個性のある取組を支援するとともに、指定管理者と連携し、子どもの居心地の良い場所づくりを進めます。	生涯学習課
9	子どもを支える人権のまちづくり	地域の子どもやその保護者たちを対象として、自然体験活動や創作活動等交流活動の場を提供することで、子どもたちに生活習慣や規律意識等を育ませ、生活や学力を保障する取組を展開します。 子どもを支える人権のまちづくり（交流活動事業等）は、人権総合センターにおいて実施します。	人権政策課
10	ふれあいいいきサロン	各自治会で開催されている地域サロンにおいて、社会福祉協議会と連携し、子どもたちとの交流等の取組が行われるよう努めます。	くらし支援課
11	スポーツ少年団の育成等	自然に親しむ事業や交流会等、種目を越えた交流や団員相互の活動の活性化を図るとともに、各種大会への派遣と奨励助成を行います。	生涯学習課
12	幼児、児童向けスポーツ教室の充実	総合型地域スポーツクラブによる体験教室等、幼児、児童向けの教室等を充実して参加を促進します。	生涯学習課
13	総合型地域スポーツクラブの充実	いつでも誰でも気軽にスポーツを楽しむことができ、スポーツを通じて健康で明るい生活、仲間づくり、地域づくりを目指し、子どもから高齢者までを対象とした様々な教室を開講します。 地域・会員のニーズを踏まえた魅力あるスポーツメニューの提供や体験プログラムの開発を行い、新たな会員を取り込むとともに、会員の定着を図ります。 ・カモンスポーツクラブ ・いぶきスポーツクラブ ・MOSスポーツクラブ ・近江スポーツクラブ	生涯学習課

基本施策 5 - 4 次世代の育成と地域への定着の促進

No.	事業名	事業内容・方針	担当課
1	保育体験の充実	中学校の技術・家庭科を中心に、幼児の成長や家族・家庭に関する学習を進める中で、人間が心身ともに成長し、家族の一員としての役割を果たすことの意義や周囲の人々との人間関係の大切さ等を理解し、より良い生活を主体的に工夫できる能力と態度を育てることを狙いとした授業を、各学校の特質に応じた内容や方法で実施していきます。	学校教育課
2	職場体験の促進	中学校2年時において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生きざまに触れたり、自分の生き方を考えたりする機会を与え、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てていきます。	学校教育課
3	男女共同による子育て意識の醸成	男女を問わず、全ての人々の人権が平等に尊重され、差別や偏見のない社会を築くために、人権教育・啓発の重要性を認識し、全市民、特に次世代を担う子どもたちを対象に積極的な意識啓発を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターで啓発物品の配布 ・小中学校での男女共同参画副読本の活用 	人権政策課 学校教育課
4	結婚相談の実施	明るく住み良い家庭をつくり、未来につながるまちづくりを進めるため、未婚者の登録や紹介を行うなど、結婚相談を実施します。 お見合いの促進等出会いの場の創出により、成婚数の増加につなげます。	子育て支援課
5	新規 空き家を活用した子育て世代の移住定住支援	びわ湖の素・米原住宅リフォーム補助金制度などにより、子育て世帯等の移住定住による地域コミュニティの活性化を促進します。	政策推進課 地域協働課



第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、「教育・保育の量の見込み」および「確保方策」を設定する単位として、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、全市を1提供区域とする教育・保育提供区域を設定します。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設等の確保の内容および実施時期（確保方策）」を定めます。

■認定区分

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上で教育認定（保育の必要性なし）を受けた子ども
2号認定	満3歳以上で保育の必要性ありの認定を受けた子ども
3号認定	満3歳未満で保育の必要性ありの認定を受けた子ども

[量の見込みと提供体制]

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3~5歳			0歳	1・2歳	3~5歳			0歳	1・2歳
①量の見込み【人】	286	0	705	37	362	282	0	707	41	360
②確保の内容【人】	415		743	85	392	415		743	85	392
②-①	129		38	48	30	133		36	44	32

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3～5歳			0歳	1・2歳	3～5歳			0歳	1・2歳
①量の見込み【人】	266	0	677	46	381	262	0	678	50	383
②確保の内容【人】	415		743	85	392	415		743	85	392
②-①	149		66	39	11	153		65	35	9

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3～5歳			0歳	1・2歳
①量の見込み【人】	255	0	669	54	386
②確保の内容【人】	415		743	85	392
②-①	160		74	31	6

[提供体制確保の方向性]

- 保育ニーズの変化を踏まえ、定期的に利用定員の見直しを行うとともに、私立保育所の幼保連携型認定こども園への移行や民間事業者が行う新たな施設整備を支援します。
- 3号認定については、年度途中での入所にも対応できるよう、利用しやすい環境の充実に努めます。
- 人材確保については、保育士や幼稚園教諭免許の有資格者、子育て支援員等の保育人材確保策を強化するとともに、働きやすい職場に向けて労働環境の改善を図り、離職防止に努めます。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、地域の実情に応じて取り組むものです。本市で実施している事業について、計画期間における「量の見込み」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を定めます。

(1) 利用者支援に関する事業

[事業の概要]

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じた相談や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【か所】	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策 【か所】	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

[提供体制確保の方向性]

- 利用者支援事業については、現在は、出生数の多い米原・近江地域の相談拠点として、米原げんきステーション内に子育て世代包括支援センターを設置し、基本型・母子保健型の利用者支援事業を一体的に実施することで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施しています。
- 子育て世代包括支援センターが市内4か所の地域子育て支援センターを巡回するなど身近な地域で支援を展開します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	11,492	11,180	11,292	11,092	10,908
確保方策【人】	14,640	14,640	14,640	14,640	14,640
確保方策【か所】	4	4	4	4	4

[提供体制確保の方向性]

○引き続き、市内4か所の地域子育て支援拠点で子育て支援の充実を図りながら、子育て世代包括支援センターとの連携を図り、利用者へのきめ細やかな子育て支援を行います。

(3) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠中のお母さんと赤ちゃんの健康の保持および増進を図るため、妊娠週数に応じて国が定める標準的な妊婦健康診査の費用を助成する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【人】 (利用人数)	270	265	260	257	251
量の見込み【回】 (延べ利用回数)	3,132	3,074	3,016	2,981	2,912
確保方策【回】	3,132	3,074	3,016	2,981	2,912

[提供体制確保の方向性]

○妊婦自身が健康管理を実践できるよう、各個人に合わせた健康教育や相談業務を行います。
また、必要に応じ、関係機関と連携した支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【件】 (訪問世帯数)	276	270	265	260	257
確保方策【件】	276	270	265	260	257
把握率【%】	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

[提供体制確保の方向性]

○把握率100%を目指します。訪問が難しい家庭は、関係機関との連携により状況の把握に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

[事業の概要]

養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【件】 (訪問世帯数)	16	16	15	15	15
確保方策【件】	16	16	15	15	15
量の見込み【回】 (延べ訪問回数)	63	63	62	61	60
確保方策【回】	63	63	62	61	60

[提供体制確保の方向性]

○養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行います。

(6) 子育て短期支援事業

[事業の概要]

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

具体的な事業としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

[提供体制確保の方向性]

○今後ニーズが増大してきた場合には、近隣市町とも連携しながら提供体制を確保するよう検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】

[事業の概要]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等育児の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【回】 (延べ援助回数)	311	311	305	307	304
確保方策【回】	311	311	305	307	304

[提供体制確保の方向性]

○サポーター養成講座の開催等により、サポート会員の確保に努めます。

○利用会員の多い地域において、サポート会員を確保できるよう地域と連携した取組を進めます。

(8)-1 幼稚園型一時預かり事業（長期休業期間中）

[事業の概要]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、主として昼間に幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	4,567	4,555	4,504	4,492	4,469
確保方策【人】	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280

[提供体制確保の方向性]

○利用ニーズの増加に対し、可能な限り対応できるよう人材の確保に努め、受入れ体制を整備します。

(8)-2 一般型一時預かり事業

[事業の概要]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	810	827	815	824	828
確保方策	5,124	5,124	5,124	5,124	5,124

[提供体制確保の方向性]

○利用ニーズの増加に対し、可能な限り対応できるよう人材の確保に努め、受入れ体制を整備します。

(9) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	225	245	267	234	255
確保方策【人】	300	300	300	300	300
確保方策【か所】	10	10	10	10	10

[提供体制確保の方向性]

○市外で就労し、長時間の保育を必要としている子育て家庭を支援するため、全園で12時間までの延長保育を実施できるよう、実施施設の拡大とニーズに応じた対応の充実に努めます。

(10) 病児保育事業

[事業の概要]

病児保育事業は、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	病児・病後児対応型	318	320	320	324	324
	体調不良児対応型	1,145	1,155	1,153	1,166	1,168
確保方策【人】	病児・病後児対応型	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
	体調不良児対応型	2,928	2,928	2,928	2,928	2,928
確保方策【か所】	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	5	5	5	5	5

[提供体制確保の方向性]

- 病児・病後児保育事業を必要とする方が登録できるよう、事業の周知に努めます。
- 公立認定こども園全園で実施している体調不良児対応型については、私立園でも希望があった場合は利用ができるよう、補助事業を通じた支援を行っていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

[事業の概要]

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、学校の授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して生活と遊びの場を提供する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【人】	1年生	191	197	209	208	222
	2年生	186	191	195	205	202
	3年生	168	183	189	193	203
	4年生	123	137	149	154	158
	5年生	126	95	105	115	118
	6年生	77	82	61	68	74
	合計	871	885	908	943	977
確保方策 【人】	合計	840	850	990	990	990
確保方策【か所】		10	10	11	11	11

[提供体制確保の方向性]

○利用希望者の増加に伴い、施設の改修等定員数の拡大を進め、受け皿の確保に努めていきます。特に米原小学校区では住宅開発に伴う小学生の増加により、入会希望児童数の増加が見込まれることから、施設の整備、新規委託先の開拓および民間児童クラブの参入促進を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

[事業の概要]

全ての子どもの健やかな成長を支援するために、低所得で生計が困難である保護者の子どもが、特定教育・保育等の提供または新制度に移行していない幼稚園において給食の提供を受けた場合に、当該教育・保育給付または施設等利用給付認定保護者が支払うべき実費徴収額の一部に対して給付費を給付する事業です。

[提供体制確保の方向性]

○対象となる世帯がスムーズに制度を利用することができるよう、事業の周知に努めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行っていきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に当たり、県と連携を図るとともに、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を、必要に応じて要請します。



第6章 計画の推進

1 重点施策の成果指標と活動指標

本市の子ども・子育て支援に取り組むに当たり、目指すべき成果を図るための成果指標を以下のように設定し、目標年度である令和6年度までにその達成に努めます。

また、指標の達成状況の点検および評価に当たっては、数値による目標達成状況のみならず、事業の対象者や担当部局へのヒアリング等を行うことで、数値のみでは測ることの難しい事業の推進状況を評価検証し、計画の実行性を高めます。また、指標の達成後も、その推進状況について検証します。

成果指標・・・施策を推進した結果によって得られた成果を測る指標

活動指標・・・事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標

重点施策1 子育て支援の充実と子どもの貧困対策

[成果指標]

指標名	対象	実績値	目標値
		令和元年度	令和6年度
父母ともに子育てや教育をしている家庭の割合※	就学前	50.3%	55.0%
	小学生	47.3%	55.0%

※出典:米原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

[活動指標]

重点事業	指標名	実績値	目標値
		令和元年度	令和6年度
1-4-1 企業・事業所の子育て支援の取組の促進	育児を支援する制度がある市内事業所（民営）の割合※	89.4%	93.0%
1-5-2 子どもの貧困についての関係課・機関のネットワークづくり	ソーシャルワーカーによる子どもの貧困問題における対応実績のある学校の割合	-	100%

※出典:企業内公正採用選考に係る事業所訪問時アンケート調査(令和元年7月実施)

重点施策2 子どもの虐待防止と心身の安心・安全の保障

[成果指標]

指標名	対象	実績値	目標値
		令和元年度	令和6年度
「事故や犯罪からの子どもの安全」に不安を感じる保護者の割合※	就学前	39.5%	30.0%
	小学生	38.7%	30.0%

※出典:米原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

[活動指標]

重点事業	指標名	対象	実績値	目標値
			令和元年度	令和6年度
2-1-5 子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭相談室の認知度※	就学前	29.4%	50.0%
		小学生	53.6%	75.0%
2-2-3 学校安全管理体制の充実	スクールガード登録者数		851人	900人

※出典:米原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

重点施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

[成果指標]

指標名	対象	実績値	目標値
		令和元年度	令和6年度
子育てに関して不安や負担等を感じる保護者の割合※	就学前	62.5%	50.0%
	小学生	60.6%	50.0%

※出典:米原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

[活動指標]

重点事業	指標名	対象	実績値	目標値
			令和元年度	令和6年度
3-1-2 子育て世代包括支援センターの運営	子育て世代包括支援センターの認知度※	就学前	30.9%	50.0%
3-5-3 発達支援ネットワークの充実	発達相談におけるコーディネート率 (相談者に応じた発達支援につながっている割合)		67.4%	72.5%

※出典:米原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

重点施策4 幼児教育の質の向上と幼小連携

[成果指標]

指標名	対象	実績値	目標値
		令和元年度	令和6年度
就学前保育・教育や学校教育の内容充実と教育環境の整備に満足している（満足である、どちらかといえば満足である）市民の割合※	市民	21.4%	30.0%

※市民意識調査(令和元年7月実施)。(参考)満足していない(不満である、どちらかといえば不満である)市民の割合 10.7%。

[活動指標]

重点事業	指標名	実績値	目標値
		令和元年度	令和6年度
4-2-4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	各保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の教職員の連携による、幼小接続カリキュラムの見直し・改善を図るための協議会の開催	-	全小学校区
4-3-2 家庭の教育力向上のための学習機会の充実	教育講演会の参加者数	248人※1	270人※2 (約1割増)

※1 平成27年度～平成30年度の平均値 ※2 令和2年度～令和5年度の平均値

重点施策5 子どもの地域の居場所づくりの推進

[成果指標]

指標名	対象	実績値	目標値
		令和元年度	令和6年度
今よりもっと子育てしやすいまちとなるためには遊び場（公園や施設）の充実が重要だと思う保護者の割合※	就学前	40.6%	30.0%
	小学生	40.3%	30.0%

※出典:米原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

[活動指標]

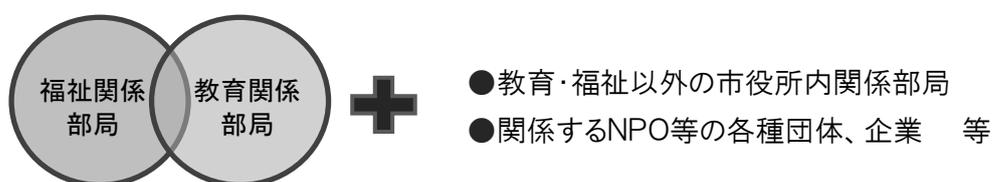
重点事業	指標名	実績値	目標値
		令和元年度	令和6年度
5-1-1 子どもが身近に利用できる遊び場等の整備	米原市緑の基本計画(平成20年3月策定)の見直し	-	米原市緑の基本計画を改定し、新たな市民公園の構想を位置付け
5-3-1 子どもの居場所・子育て支援の拠点づくり	月1回以上開設している冒険遊び場、子ども食堂、学習支援等の教育・保育施設以外の地域の子どもの居場所の数 (居場所が1つ以上ある小学校区数)	5小学校区	全小学校区

2 計画の推進体制

本計画は、本市の子育て・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多様な分野にわたります。そのため、計画の推進に当たっては、庁内の子育て関連分野の部署だけでなく、他の関連分野の部署や関係機関等と連携を図りながら、全庁的な体制の基に計画の推進を図ります。

また、子ども・子育て支援を推進するに当たっては、行政や関係機関だけでなく、地域全体での取組が必要です。そのため、子育て家庭をはじめ、教育・保育機関、学校、地域、NPO等の各種団体、企業と連携・協力し、計画を推進します。

特に重点施策については計画の実行性を高めるために、教育と福祉の連携を主軸とした市役所内の関係部局と市役所外の機関や団体との連携による体制を構築し、着実に推進します。



3 計画の点検・評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て (Plan)、実施 (Do)、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価 (Check) した上で、その後の取組に反映する (Act)、PDCAサイクルの考え方に基づき、施策の実施状況や目標達成状況、今後の実施方針等を評価・検証していきます。

また、本計画は毎年、計画の進捗状況を把握し、子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置された「米原市子ども・子育て審議会」に報告し、点検および評価を実施します。



資料編

1 米原市子ども・子育て審議会委員名簿

選出区分	所属等	氏名	備考
有識者	岐阜聖徳学園大学 教育学部 教授	◎ 西川 正晃	
地域団体の代表	米原市民生委員児童委員協議会連合会	辻 みや子	
地域団体の代表	米原市社会福祉協議会	村山 善信	
地域団体の代表	米原市子ども会育成連合会	福永 ひろみ	
地域団体の代表	社会福祉法人 ひだまり	戸田 光子	
地域団体の代表	米原市商工会	羽瀨 香	任期:平成 30 年度
		久保田 弘美	任期:令和元年度
機関の代表	米原市公立園長会 (米原市立おうみ認定こども園)	四方 由美子	
機関の代表	米原市小中学校長会(河南小学校)	山口 浩徳	
機関の代表	米原市民間園(醒井保育園)	○ 井 量昭	任期:平成 30 年度
	米原市民間園(認定こども園 長岡学園)	○ 木船 良元	任期:令和元年度
保護者	米原市PTA連絡協議会(米原中学校)	角田 吾一	任期:平成 30 年度
	米原市PTA連絡協議会 (いぶき認定こども園)	筒井 宏明	任期:令和元年度
保護者	保育園保護者(いぶき認定こども園PTA)	筒井 明香	任期:平成 30 年度
	保育園保護者 (米原市立まいばら認定こども園PTA)	木寺 真史	任期:令和元年度
保護者	保育園保護者(柏原保育園保護者会)	山本 望	任期:平成 30 年度
	保育園保護者 (認定こども園 チャイルドハウス近江の会)	南部 大輔	任期:令和元年度
公募市民	一般公募市民	木田 藤正	任期:平成 30 年度
		武田 英里香	任期:平成 30 年度
		丸本 光雄	任期:令和元年度
市長が必要と認める者	その他 (特定非営利活動法人 カモンスポーツクラブ)	丸本 光雄	任期:平成 30 年度
	その他(特定非営利活動法人 きづな)	岸根 千代美	任期:令和元年度
市長が必要と認める者	その他 (地域子育て支援センター 寺子屋)	田中 寿子	任期:平成 30 年度
		東出 妙子	任期:令和元年度

◎ : 会長 ○ : 副会長 (敬称略、順不同)

※委員の任期が平成 30 年度、令和元年度いずれかの場合のみは備考に記載。

2 米原市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 22 号

改正 平成 27 年 3 月 24 日 条例第 13 号

(設置)

第 1 条 米原市は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、米原市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関すること。
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可に関して協議すること。
- (3) 米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年米原市条例第 67 号)第 3 条第 3 項および米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年米原市条例第 69 号)第 4 条第 3 項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要に応じて市長に意見をすることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもの福祉および教育に関わる地域団体の代表者
- (3) 子どもの福祉および教育に関わる機関の代表者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 審議会に、会長および副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理す

る。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第3条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成27年3月24日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 諮問

米子支第 478 号
平成 30 年(2018 年) 9 月 21 日

米原市子ども・子育て審議会 会長 様

米原市長 平尾道雄

第 2 期 米原市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

米原市では、国の新制度や米原市子ども条例の基本理念を踏まえ、本市の次代を担う“まいばらっ子”の育ちと子育てを社会全体で支援することを基本とし、全ての人が将来に夢と希望を持つことができる「希望都市まいばら」の実現を目指し、平成 27 年 3 月に「米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

現在、本市においても、人口減少という自治体の存続に関わる深刻な課題に直面しています。平成 32 年(2020 年)度からの第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子育て世代はもちろん、将来子どもを産み、育てたいと望む若年世代にとっても、子育てに希望を持てる「県内一子育てしやすいまち」の実現に向けた計画にしたいと考えています。

この第 2 期子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場で御審議いただきたく、米原市子ども・子育て審議会に対し、諮問いたします。

4 答申

令和2年(2020年)3月19日

米原市長 平尾道雄様

米原市子ども・子育て審議会
会長 西川正晃

第2期 米原市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

平成30年(2018年)9月21日付け米子支第478号で当審議会に対して諮問がありましたこのことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり第2期米原市子ども・子育て支援事業計画(案)を取りまとめましたので、関係資料を添えて答申します。

答申に当たって

米原市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）は、平成30年9月21日に市長から諮問を受け、「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）の策定に取り組んできました。

延べ9回にわたる審議会では、様々な形で子育て支援に関わる審議会委員が、計画の策定に当たり、就学前の子どもと小学生の保護者を対象に行ったアンケート調査で出された多くの御意見を参考に、それぞれの立場や視点から意見を出し合いました。特に、子どもの育ちや子育てに関する基本的な考え方や、子育て環境をはじめとする社会環境の変化に対する保護者や地域のあり方などについて、慎重に審議を重ねました。

子どもが健全に育つためには保護者の関わりが大変重要です。しかし、共働きの世帯の増加とともに、核家族化も進行し、子どもが家族と共に過ごす時間が減ってきています。また、地域コミュニティが希薄化し、子育て世代が孤立しやすくなっている中、子育てに不安を感じている保護者は増えています。こうしたことから、審議会では、子育て家庭と地域社会とがつながる仕組みづくりなど、地域社会の中で子ども・子育てを支える環境を整えることで、米原市で暮らすこと、子育てをすることが楽しいと思えるまちにすることが必要であると考えました。

このようなまちにするため、第1期計画の基本理念「夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子どもとともに光るまち～」と5つの基本目標を継承しながら、乳幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実はもとより、子どもの貧困対策、安心・安全の保障等の今日的課題を踏まえ、5つの視点で、課題、基本目標、重点施策・基本施策、重点事業・基本事業をそれぞれ関連付けて整理し、計画に盛り込みました。

実効性のある計画とするためには、子育て家庭、子育て支援事業者、地域社会、企業、行政等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携し、協力することが重要です。誰もが子どもや子育てに関心を持つことで、子どもの健やかな育ちを地域社会の喜びとし、子育て家庭が地域社会の中で安心して子育てができるまちとなることを願望し、答申といたします。

5 審議会の開催状況・計画の策定経過

開催日		概要
第1回	平成30年 6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○米原市子ども・子育て審議会について ○米原市子ども・子育て支援事業計画について ○米原市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○第2期米原市子ども・子育て支援事業計画の策定について
第2回	平成30年 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○市長から審議会会長へ諮問 ○「第2期まいばら福祉のまちづくり計画」策定のためのアンケート調査結果報告書について ○米原市の現状について ○ニーズ調査について
アンケート調査	平成30年 10月26日 ～11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施
第3回	平成30年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援に関するアンケート【速報】について
第4回	平成31年 3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○特定教育・保育施設における「利用定員」の設定について ○平成31年度における特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の利用予定数について ○平成31年度における放課後児童クラブの利用予定者数について ○ニーズ調査の結果（詳細）およびアンケート調査結果報告書について ○関係団体ヒアリングについて
第5回	令和元年 5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○米原市の子ども・子育ての課題について（グループワーク）
第6回	令和元年 6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期米原市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ○重点施策について
第7回	令和元年 9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度米原市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について ○第2期米原市子ども・子育て支援事業計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・課題のまとめ、重点施策（案）、基本施策（案）等について ・提供区域および量の見込みと提供体制について（概要説明）
第8回	令和元年 10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期米原市子ども・子育て支援事業計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な施策の展開について ・量の見込みと提供体制について ・計画の推進
市民意見の募集	令和2年 1月27日～ 令和2年 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2期米原市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する市民意見の募集（パブリックコメントの実施）
第9回	令和2年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの結果について ○第2期米原市子ども・子育て支援事業計画（案）について
答申	令和2年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会会長から市長へ答申

6 用語集（50音順）

ア行

育児ノイローゼ

出産・子育て期間に、ホルモンバランスの崩れや子育て中のストレス等により、保護者が情緒不安定・うつ状態・睡眠障がい等を起こす状態。

医療的ケア児

病院以外の場所で家族や医療従事者による、たんの吸引や経管栄養等の生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。

インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、全ての子どもに対して、一人一人に合った教育的支援を「通常の学級において」行うという考え方。

A E D : Automated External Defibrillator 自動体外式除細動器

体外に貼った電極の付いたパッドが自動的に解析を行い、心室細動という不整脈を起こしている際は電氣的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる機能を持った小型の器械。

A L T : Assistant Language Teacher 外国語指導助手

小学校・中学校・高校で、英語の発音や国際理解教育の向上を目的に日本語教師を補佐する、外国語を母語とする外国人。

A D H D : Attention Deficit Hyperactivity Disorder 注意欠陥多動性障害

不注意（集中力のなさ）、多動性（落ち着きのなさ）、衝動性（順番待ちができないなど）の3つの特性を中心とした発達障害。

L D : Learning Disabilities 学習障害

全般的な知的発達に遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力に困難が生じる発達障害。

延長保育

保護者の仕事等の事情により、やむを得ず規定の保育時間を超えてしまう場合に時間を延長して子どもを預けられる制度。

オレンジリボンキャンペーン

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動。

カ行

核家族

夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみ、ひとり親世帯）で成り立つ家族。

家庭教育

基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、自尊心や自立心等を子どもに身に付けさせるため、保護者が家庭で行う教育。

CAP（Child Assault Prevention 子どもへの暴力防止）プログラム

子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力等の様々な暴力から、自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム。

休日保育

日曜日や祝日に保護者の就労その他やむを得ない事情で家庭において育児が困難な時に、他に保育をする方がいない場合、保護者に代わって一時的に子どもを預かる制度。

高機能自閉症

3歳頃までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

コーホート変化率法

同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団について過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

国際理解教育

世界の諸国民が国を超えて理解し合い、互いに人間として尊敬と信頼をもって協力し、世界の平和を実現することを理念とし、地球的規模の課題に対して知識だけでなく、考え実行する力、他を思いやり理解し合おうとする態度を養うことを目的とした教育。

子育てサークル

子育て中の保護者が情報共有や相談、友人づくりを目的に、公共施設等を借りて地域で親子遊びや季節の行事等を共同で行なう自主的なグループ。

子育てサロン

主に乳幼児とその保護者を対象に、社会福祉協議会や主任児童委員、ボランティア等が運営し、月1回程度定期的に開催する地域の子育て支援事業の一つ。子育て中の親子を中心とした地域住民が、子育ての相談や情報交換をする触れ合い活動の場。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育て期を通して、あらゆる相談を受け付ける支援施設。妊産婦・乳幼児等の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対する情報提供・助言・保健指導、支援プランの策定、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整等の役割を担う。

子ども家庭総合支援拠点

市町村または市町村から委託を受けた者が公共施設等に常設し、全ての子どもとその家庭および妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する拠点。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。

子どもケアサポーター

教員免許をもち、子どもに寄り添うことで心の安定を図ることを目的に、小・中学校に派遣される教師。別室登校の子どもに学習や生活指導をしたり、教室で個別支援の必要な子どものそばで援助したり、個別で対応する支援員。

子どもの貧困

日本では相対的貧困のことを指し、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯にいる18歳未満の子どもの存在および生活状況。経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある状態。

子ども110番のおうち

子どもが登下校時や公園広場等で声掛けや痴漢、付きまとい等何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときにその子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

サ行

産後うつ病

出産後に起こる生活環境やホルモンバランスの変化、責任の増大等により、食欲・意欲の減退や睡眠障害、不安といったうつ症状が表れ、育児への過度な不安や恐怖および焦燥感等を強く訴える病気。

児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行うボランティア。民生委員と兼任し、地域住民と同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割。また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する者を主任児童委員という。

児童虐待

保護者（現に児童を監護する者）が、暴力・性的行為・置き去り・無視などによってその監護する児童（18歳に満たない者）の心身を傷つける行為。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全ての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている非営利の民間組織。

住民基本台帳

市町村において、氏名・生年月日・性別・住所等が記載された住民票を編成したもので、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録やその他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住所に関する届け出などの簡素化と住民に関する記録を適正に管理するために作成される台帳。

食育

偏った栄養摂取、食生活の乱れによる肥満や痩身、体力低下を防ぐため、子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる教育。

人権擁護委員

市町村長からの推薦を受け、法務大臣から委託された民間ボランティア。国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、人権思想の普及や人権侵犯事件の調査、人権相談等の活動を行う者。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の相談に応じるとともに、保護者や教師に対して指導や助言を行う臨床心理士等の専門家。

スクールガード

犯罪や事故を未然に防ぎ、子どもの安全性を高めるために平日の日中や登下校時に学校内および通学路周辺で子どもたちを見守るPTAや地域の方々によるボランティア活動。また、警察官OB等に委嘱し、スクールガードの活動に対して専門的な指導を行う者をスクールガード・リーダーという。

スクールソーシャルワーカー

ひきこもりや不登校等といった問題の要因を、人や環境、周囲との相互作用にあると考え、自らの力によって解決できるよう環境を整備したり、社会資源や各機関とのパイプ役を務める、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ専門家。

すくすくホットライン

育児の悩みや不安に応える電話相談。

セクハラ

セクシャルハラスメントの略。「性的嫌がらせ・性的おびやかし」という意味で用いられる言葉で、時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な言動。

タ行

待機児童

保育所への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。

男女共同参画

社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うという考え方。

地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤形成のため、無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点。

DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

ナ行

ニッポン一億総活躍プラン

少子高齢化の問題をかかえる日本の経済成長を促進させるべく、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型社会の実現に向け、子育てや介護の環境整備、働き方改革等の施策を掲げる、平成 28 年に閣議決定されたプラン。

認定こども園

就学前の子育て家庭を対象とし、保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、教育・保育を一体的に行う機能と、相談や親子のつどいの場を提供する機能を持つ、都道府県から認定を受けた施設。

ハ行

ハイリスク家庭

保護者・子どもの状況、養育環境に何らかの問題を抱えており、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭。

働き方改革

働き方の抜本的な改革を行い、企業文化や社会風土も含めて変えようとするもの。長時間労働の抑制、副業解禁等を行うことで多様な働き方を可能とするとともに、格差の固定化を回避して中間層の厚みを増し、成長と分配の好循環を狙う、平成 28 年に閣議決定した経済対策の一つ。

ひきこもり

自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が 6 か月以上持続しており、精神障がいとその第一の原因と考えにくいもの。

病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあつて、仕事等の都合により家庭で育児ができない方のために、保育所・医療機関等に付設された専用スペースにおいて保育および介護ケアを行う保育。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人と、援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡・調整を行う、市町村または市町村の委託を受けた法人が運営する組織。

フェイスブック

フェイスブック株式会社が提供する、代表的なソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の一つ。13歳以上であれば無料で会員になれる、実名・本人の顔写真・生年月日等といった個人情報を登録しネット上に公開することで、関係者や同じ趣味を持つ人、交流したい会員とコミュニケーションを図ることが可能なサービス。

ペアレントトレーニング

知的障がいや自閉症などの子どもを持つ保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方、心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

放課後児童クラブ

保護者が就労等で昼間家庭にいない市内の小学生が、放課後等に安心・安全な居場所で過ごすことができるよう設置されている施設およびその事業。放課後児童健全育成事業や学童保育所ともいう。

冒険遊び場

子どもが伸び伸びと思いきり遊べるようにできる限り禁止事項をなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切にして、子どもが遊び場にある道工具や廃材、自然の素材を使って自分のしたいことを実現していく遊び場。

保健センター

対人保健サービスを総合的に行うことを目的として、市町村ごとに設置される施設。

母子父子自立支援員

ひとり親家庭等の専門の相談窓口として、悩み相談や制度の情報提供、就業支援、母子・寡婦・父子福祉資金の利用等の幅広い相談支援を行う社会福祉士等の職員。

マ行

まいハグ

情報取得の利便性向上を目的として、妊娠・出産・子育て等のライフステージに応じて必要な子育て情報をまとめた、本市の子育て応援サイト。

まなびサポーター

市町村に登録することで自らの専門知識や特技、趣味を生かして出前講座を行う、市民による講師・指導者。

民生委員

地域住民のうち都道府県知事の推薦を受け、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行い、児童委員を兼ねるボランティア。

ヤ行

幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月から実施され、人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもたちと、3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償とするもの。

幼保一体化

少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題を解決するため、これまで別々の所管であった幼稚園と保育所を一体化する政策。認定こども園が主な例。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども（要保護児童）を早期発見し、保護・支援するために、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。

幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つタイプの認定こども園。

ラ行

臨床心理士

臨床心理学に基づき、相談者が抱える種々の精神疾患や心身症等の心の問題にアプローチする心理職専門家。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と育児や介護の両立を図るため、働き方の見直し等を行うことで、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人一人が意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

第2期米原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 発行

発行：滋賀県米原市

編集：こども未来部 子育て支援課

〒521-0292

滋賀県米原市長岡 1206 番地

TEL : 0749-55-8104 FAX : 0749-55-4040

